

令和4年度第1回
小金井市緑地保全対策審議会
議案

令和4年度 第1回 小金井市緑地保全対策審議会

日 時：令和4年8月23日（火）

午後2時00分

場 所：小金井市役所本庁舎3階第一会議室

次 第

1 開 会

2 議事

- (1) 令和4年度保全緑地の指定及び解除について（諮問） （資料1～3）
- (2) 令和3年度小金井市みどりの基本計画実施計画について（資料4）
- (3) 市立公園・環境楽習館の指定管理者制度導入について （資料5～6）

3 その他

4 閉会

【配布資料】

資料1 令和4年度保全緑地の指定及び解除について

資料2 保全緑地の制度の概要について

資料3 保全緑地の指定の推移

資料4 令和3年度小金井市みどりの基本計画実施計画について

資料5 市立公園・環境楽習館の指定管理者制度の導入に向けた民間事業者との個別対話結果について

資料6 市立公園・環境楽習館の指定管理者制度導入について（案）

令和4年度保全緑地の指定及び解除について

1 令和4年度保全緑地の指定について

小金井市緑地保全及び緑化推進条例（昭和58年条例第13号）第6条に基づき、指定の申請があった保全緑地について、次のように指定する。

(1) 環境緑地

内 容	申 請	指 定	備 考
件 数	1 件	0 件	申請1件うち、新規1件
面 積	616.27㎡	0㎡	申請616.27㎡（1筆）

(2) 公共緑地

該当なし

(3) 保存樹木

内 容	申 請	指 定	指 定 内 訳
件 数	14件	13件	更新10件、新規3件
本 数	87本	83本	更新71本、新規12本

(4) 保存生け垣

内 容	申 請	指 定	指 定 内 訳
件 数	40件	38件	更新25件、新規13件
延 長	924.5m	944.7m	更新569m、新規375.7m

2 令和3年度保全緑地の解除について

小金井市緑地保全及び緑化推進条例（昭和58年条例第13号）第13条に基づき、解除の申出があった保全緑地について、次のように解除する。

(1) 環境緑地

解 除 内 容	備 考
件 数	1 件
面 積	913.45㎡
	4 筆
	—

(2) 保存樹木

解 除 内 容	備 考
件 数	6 件
本 数	21 本
	—
	—

(3) 保存生け垣

解 除 内 容	備 考
件 数	2 件
延 長	39 m
	—
	—

3 令和4年度保全緑地総括表（平成30年度～令和4年度）

(1) 環境緑地

年 度	平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	計
件 数	1	4	3	0	0	8
筆 数	1	6	20	0	0	27
面 積 (m ²)	952.00	5,236.83	40,692.93	0.00	0.00	46,881.76
うち国分寺崖線の件数	0	1	1	0	0	2
国分寺崖線の筆数	0	1	13	0	0	14
国分寺崖線の面積 (m ²)	0.00	2,664.00	37,956.16	0.00	0.00	40,620.16

(2) 公共緑地

年 度	平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	計
件 数	1	2	0	0	0	3
筆 数	1	4	0	0	0	5
面 積 (m ²)	189.00	2,905.51	0.00	0.00	0.00	3,094.51

(3) 保存樹木

年 度	平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	計
件 数	33	24	6	3	13	79
所 有 者 数	33	19	6	3	13	74
本 数 (本)	341	345	31	8	83	808

(4) 保存生け垣

年 度	平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	計
件 数	69	26	15	9	38	157
所 有 者 数	69	26	15	9	38	157
延 長 (m)	1,839.20	975.00	356.20	174.00	944.70	4,289.10
奨励金対象延長 (m)	1,718.00	679.00	324.00	174.00	842.00	3,737.00

4 令和4年度 保全緑地 指定等一覧

(1) 環境緑地

(小金井市緑地保全及び緑化推進条例施行規則 第2条第1項の1)

環境保全緑地については、現状のまま保全されることが確約される樹木の集団(農地上にあるものを除く。)で、その集団の存する土地の面積がおおむね300平方メートル以上で面的なつながりのあること。

No	指定年度	指定番号	所在地番(小金井市)	地目	現況	指定区分	申請面積(m ²)	指定面積(m ²)	備考
1	-	-	緑町4丁目2407番の一部	宅地	雑木林	-	616.27	0.00	樹木の集団として、面的なつながりがな いため新規指定しない

(2) 保存樹木（樹木別一覧）

（小金井市緑地保全及び緑化推進条例施行規則 第2条第1項の2）保存樹木については、次のいずれかに該当すること。

ア 地上1.5メートルの高さにおける幹周が1.0メートル以上であること。

イ 高さが10メートル以上であること。

整理番号	番号	所在地	指定区分	指定本数 (本)	指定番号				樹種	幹回り (cm)	樹高 (m)	備考	
1	1	東町1丁目44番	更新	1	17	—	A	—	898	ケヤキ	309	20	
	2		更新	1	17	—	A	—	899	イチョウ	237	20	
	3		更新	1	17	—	A	—	896	ムクノキ	239	20	
	4		更新	1	17	—	A	—	900	ムクノキ	293	20	
	5		更新	1	17	—	A	—	890	ソメイヨシノ	203	13	
	6		更新	1	17	—	A	—	901	ソメイヨシノ	190	13	
	7		更新	1	17	—	A	—	902	エノキ	308	20	
	8		更新	1	17	—	A	—	903	ケヤキ	239	22	
	9		更新	1	17	—	A	—	891	ケヤキ	318	25	
	10		更新	1	17	—	A	—	893	ソメイヨシノ	219	12	
	11		更新	1	17	—	A	—	904	ソメイヨシノ	202	10	
2	1	梶野町2丁目11番	更新	1	17	—	B	—	876	ケヤキ	230	18	
3	1	梶野町2丁目11番	更新	1	17	—	B	—	873	ケヤキ	225	18	
4	1	中町2丁目14番	更新	1	17	—	E	—	895	ケヤキ	407	13	
5	1	前原町2丁目14番	更新	1	17	—	F	—	889	ユリノキ	172	10	
6	1	本町3丁目1番	更新	1	17	—	G	—	880	ケヤキ	208	10	
	2		更新	1	17	—	G	—	881	ケヤキ	179	10	
	3		更新	1	17	—	G	—	882	ケヤキ	194	10	
	4		更新	1	17	—	G	—	883	ケヤキ	185	10	
7	1	桜町3丁目3番	更新	1	17	—	H	—	886	ケヤキ	286	21	
	2		更新	1	17	—	H	—	887	ケヤキ	312	22	
8	1	貫井北町5丁目21番	更新	1	7	—	I	—	969	ケヤキ	270	12	
	2		更新	1	7	—	I	—	970	ケヤキ	210	10	

整理 番号	番号	所在地	指定区分	指定本数 (本)	指定番号				樹 種	幹回り (cm)	樹高 (m)	備 考	
9	1	前原町3丁目37番	更新	1	17	—	F	—	971	キンモクセイ	423	9	
	2		更新	1	17	—	F	—	972	クスノキ	359	17	
	3		更新	1	17	—	F	—	973	シラカシ	171	10	
	4		更新	1	17	—	F	—	974	アカシデ	152	14	
	5		更新	1	17	—	F	—	975	クスノキ	317	22	
	6		更新	1	17	—	F	—	976	クロマツ	210	19	
	7		更新	1	17	—	F	—	977	ケヤキ	213	14	
	8		更新	1	17	—	F	—	978	シラカシ	107	12	
	9		更新	1	17	—	F	—	979	クロマツ	121	10	
	10		更新	1	17	—	F	—	980	クロマツ	142	12	
	11		更新	1	17	—	F	—	981	クロマツ	180	12	
	12		更新	1	17	—	F	—	982	シラカシ	186	10	
	13		更新	1	17	—	F	—	983	タイサンボク	158	10	
	14		更新	1	17	—	F	—	984	クスノキ	186	12	
	15		更新	1	17	—	F	—	985	シラカシ	181	12	
	16		更新	1	17	—	F	—	986	シラカシ	170	13	
	17		更新	1	17	—	F	—	987	クロマツ	200	13	
	18		更新	1	17	—	F	—	988	クロマツ	168	12	
	19		更新	1	17	—	F	—	989	クロマツ	146	14	
	20		更新	1	17	—	F	—	990	クロマツ	168	11	
	21		更新	1	17	—	F	—	991	アカマツ	158	10	
	22		更新	1	17	—	F	—	992	アカマツ	179	12	
	23		更新	1	17	—	F	—	993	アカマツ	127	11	
	24		更新	1	17	—	F	—	994	コナラ	177	12	
	25		更新	1	17	—	F	—	995	コナラ	172	12	
	26		更新	1	17	—	F	—	996	コナラ	157	12	
	27		更新	1	17	—	F	—	997	ケヤキ	154	14	
	28		更新	1	17	—	F	—	998	シラカシ	127	14	
	29		更新	1	17	—	F	—	999	ケヤキ	185	14	
	30		更新	1	17	—	F	—	1000	シラカシ	187	13	
	31		更新	1	17	—	F	—	1001	シラカシ	136	14	
	32		更新	1	17	—	F	—	1002	シラカシ	140	14	
	33		更新	1	17	—	F	—	1003	シラカシ	201	14	

整理 番号	番号	所在地	指定区分	指定本数 (本)	指定番号					樹 種	幹回り (cm)	樹高 (m)	備 考
9	34	前原町3丁目37番	更新	1	17	-	F	-	1004	シラカシ	130	14	
	35		更新	1	17	-	F	-	1005	ヒノキ	120	12	
	36		更新	1	17	-	F	-	1006	イイギリ	161	11	
	37		更新	1	17	-	F	-	1007	ムクノキ	198	13	
	38		更新	1	17	-	F	-	1008	ヒノキ	114	13	
	39		更新	1	17	-	F	-	1009	ムクノキ	219	13	
	40		更新	1	17	-	F	-	1010	ヒノキ	132	12	
	41		更新	1	17	-	F	-	1011	ヒノキ	129	13	
	42		更新	1	17	-	F	-	1012	ヒノキ	104	13	
	43		更新	1	17	-	F	-	1013	ヒノキ	131	13	
	44		更新	1	17	-	F	-	1014	アカマツ	145	13	
	45		更新	1	17	-	F	-	1016	コナラ	159	13	
	46		更新	1	17	-	F	-	1017	コナラ	170	13	
	47		更新	1	17	-	F	-	1018	イヌシデ	183	14	
10	1	貫井南町4丁目11番	更新	1	17	-	J	-	1019	ハンカチノキ	175	8	
11	1	本町1丁目14番	新規	1						ケヤキ	317	15	
	2		新規	1						ケヤキ	232	15	
	3		新規	1						ケヤキ	191	16	
	4		新規	1						ケヤキ	282	15	
	5		新規	1						ケヤキ	249	16	
	6		新規	1						ケヤキ	301	15	
	7		新規	1						ケヤキ	218	17	
	8		新規	1						ケヤキ	268	13	
	9		新規	1						ヤマザクラ	265	10	
	10		新規	1						クスノキ	137	11	
12	1	桜町1丁目5番	新規	1					アカマツ	127	12		
13	1	前原町1丁目14番	新規	1						キンモクセイ	150	8	
	2		-	-						カキ	70	9	幹周り100cm以下、かつ高さ10m以下
14	1	本町5丁目32番	-	-						モチノキ	96	6	幹周り100cm以下、かつ高さ10m以下
	2		-	-						ナツミカン	49	4	幹周り100cm以下、かつ高さ10m以下
	3		-	-						キンモクセイ	65	4	幹周り100cm以下、かつ高さ10m以下
合計				83									

(3) 保存生け垣

(小金井市緑地保全及び緑化推進条例施行規則 第2条第1項の3)

保存生け垣については、次のいずれにも該当すること。

ア 1人の所有者等(条例第6条第1項に規定する者をいう。以下同じ。)の生け垣又は1メートル未満の間隔で隣接する2人の所有者等の生け垣(以下「2人の所有者等の生け垣」という。)であって、高さが0.8メートル以上の樹木又は外部から見える緑化部分の高さが0.3メートル以上の金網等のフェンスに取り付いた木本性つる植物の葉が相互に触れ合う程度(1メートルにつき3本以上)に一系列以上に植栽されているものであること。

イ 所有者等の敷地内に設置するもの。ただし、建築基準法(昭和25年法律第201号)第42条第2項に該当する道路に接する場合は、同条第1項の道路の境界線の申請者の敷地内に設置するものに限る。

ウ 生け垣の総延長が5メートル以上であること。

エ 生け垣と道路の間にブロック及び縁石等の遮蔽物が設置されていないこと。ただし、市長が特に必要と認めるときは、高さが0.4メートル以下であり、かつ、堅固な構造で倒壊のおそれがない遮蔽物を設置できるものとする。

番号	指定区分	所在地	申請延長(m)	指定延長(m)	奨励金対象延長(m)	高さ(m)	樹種	備考
1	更新	小金井市東町2丁目24番	18.00	18.00	18.00	1.5	ツゲ	
2	更新	小金井市東町3丁目6番	15.00	15.00	15.00	1.5	マサキ・サザンカ・サカキ	
3	更新	小金井市東町4丁目20番	23.00	23.00	23.00	1.2	ドウダンツツジ	
4	更新	小金井市東町5丁目17番	16.00	16.00	16.00	2.0	ベニカナメモチ	
5	更新	小金井市梶野町2丁目11番	19.00	19.00	19.00	2.2	シラカシ・ベニカナメモチ・キンメツゲ	
6	更新	小金井市梶野町2丁目2番	42.00	42.00	42.00	2.0	ベニカナメモチ	
7	更新	小金井市緑町3丁目12番	14.00	14.00	14.00	2.0	アベリア	
8	更新	小金井市緑町5丁目16番	25.00	25.00	25.00	1.3	ベニカナメモチ	
9	更新	小金井市中町2丁目7番	11.00	11.00	11.00	1.8	イヌツゲ	
10	更新	小金井市中町3丁目23番	38.00	38.00	38.00	1.8	イヌツゲ	
11	更新	小金井市前原町3丁目12番	12.00	12.00	12.00	1.6	サワラ	
12	更新	小金井市前原町1丁目12番	30.00	30.00	30.00	1.7	ヒイラギモクセイ	
13	更新	小金井市前原町3丁目25番	12.00	12.00	12.00	1.8	ベニカナメモチ	
14	更新	小金井市本町4丁目18番	17.00	17.00	17.00	2.0	サワラ	
15	更新	小金井市本町4丁目20番	25.00	25.00	25.00	1.3	ツゲ	
16	更新	小金井市本町5丁目30番	17.00	17.00	17.00	2.0	アラカシ・レッドロビン他	
17	更新	小金井市本町6丁目7番	26.00	26.00	26.00	1.5	ヒイラギモクセイ・ベニカナメモチ	
18	更新	小金井市本町6丁目9番	20.00	20.00	20.00	2.1	ネズミモチ	

番号	指定区分	所在地	申請延長(m)	指定延長(m)	奨励金対象延長(m)	高さ(m)	樹種	備考
19	更新	小金井市桜町2丁目1番	22.00	22.00	22.00	1.2	ドウダンツツジ	
20	更新	小金井市桜町2丁目1番	48.00	48.00	48.00	2.4	レッドロビン	
21	更新	小金井市貫井北町1丁目23番	18.00	18.00	18.00	1.8	ヒイラギモクセイ	
22	更新	小金井市貫井南町3丁目6番	13.00	13.00	13.00	1.2	トウカエデ	
23	更新	小金井市貫井南町4丁目2番	55.00	55.00	50.00	1.4	ヒイラギモクセイ	
24	更新	小金井市緑町3丁目8番	12.00	12.00	12.00	1.4	ベニカナメモチ	
25	更新	小金井市貫井南町4丁目11番	21.00	21.00	21.00	2.0	シヤコタンチク・ヤボンノキ	
26	新規	小金井市緑町5丁目16番	12.00	11.00	11.00	2.2	レッドロビン	
27	新規	小金井市緑町4丁目16番	16.50	18.40	18.00	2.0	ベニバナトキワマンサク・レッドロビン	
28	新規	小金井市本町1丁目14番	116.00	143.00	50.00	1.5	ヒイラギモクセイ・レッドロビン	
29	新規	小金井市中町3丁目15番	36.00	38.00	38.00	1.8	ベニカナメモチ	
30	新規	小金井市中町4丁目15番	13.30	16.00	16.00	2.5	キンモクセイ・サザンカ	
31	新規	小金井市前原町2丁目22番	17.00	16.00	16.00	1.4	ヒイラギモクセイ	
32	新規	小金井市貫井南町4丁目30番	22.00	22.00	22.00	1.2	フリマサキ	
33	新規	小金井市貫井北町3丁目26番	15.00	15.00	15.00	1.5	ベニカナメモチ	
34	新規	小金井市貫井南町3丁目13番	52.20	52.20	50.00	0.9～2.1	カイズカイブキ・オオムラサキツツジ	
35	新規	小金井市本町2丁目12番	10.00	8.90	8.00	1.5	ローズマリー・イヌツゲスカイペンシル	
36	新規	小金井市中町3丁目22番	19.30	19.60	19.00	1.3	ベニカナメモチ	
37	新規	小金井市貫井南町3丁目5番	6.50	12.00	12.00	1.2	マサキ・サザンカ・サカキ	
38	新規	小金井市貫井南町2丁目14番	7.80	3.60	3.00	1.4～2.4	常緑ヤマボウシ・ベニバナトキワマンサク	申請のうち、ベニバナトキワマンサクは40cmを超えるブロック塀の内側にあるため、常緑ヤマボウシ3mのみ指定
	-	小金井市緑町2丁目13番	8.00	0.00	0.00	1.0	クレマチスアーマンディー・テйкаカズラ	葉が触れ合う程度、1mに3本以上とっていないため指定しない。
	-	小金井市桜町2丁目1番	3.90	0.00	0.00	2.0	ツルバラ	葉が触れ合う程度、1mに3本以上とっていないため指定しない。
合計			924.50	944.70	842.00			

※ 奨励金対象延長は、小数点以下を切り捨てた値

5 令和4年度保全緑地解除届出一覧表

(1) 環境緑地

No	指定年度	指定番号	所在地番(小金井市)	地目	現況	指定区分	変更前面積 (m ²)	変更後面積 (m ²)	備 考
1	R1	6	緑町一丁目6番	畑・山林・宅地	竹林	解除	913.45	0.00	敷地内の整備のため

(2) 保存樹木

	更新年度	番号	所在地	解除本数 (本)	樹 種	届出日	解除内容	備 考	
1	H29	9	前原町三丁目37番	1	シラカシ	R4.1.11	一部解除	倒木の恐れがあるため	
2	H30	32	前原町三丁目35番	1	シラカシ	R4.1.31	一部解除	倒木の恐れがあるため	
3	H30	34	中町二丁目24番	1	アカマツ	R4.1.4	一部解除	倒木の恐れがあるため	
4	R1	16	貫井南町三丁目8番	1	ヒマラヤスギ	R4.1.17	一部解除	敷地内の整備のため	
5	R1	16	貫井南町三丁目8番	15	イチョウ・エノキ・サワ ラ等	R3.12.3	一部解除	敷地内の整備のため	
6	R1	17	貫井南町二丁目1番	2	ムクノキ	R3.12.5	一部解除	敷地内の整備のため	
合 計				21					

(3) 保存生け垣

	更新年度	番号	所在地	長さ(m)	樹 種	届出日	解除内容	備 考
1	H29	4	東町四丁目30番39号	19.00	キンモクセイ・カイツ カイブキ	R4.3.19	全部解除	敷地内の整備のため
2	R3	4	緑町2丁目4番	20.00	イヌツゲ・ハクチョウ ゲ	R4.1.13	全部解除	敷地内の整備のため
合 計				39.00				

※解除届出は、令和3年4月1日から令和4年3月31日までのものとする。

環境緑地

- 指定基準

概ね **300㎡以上**の保全されることが確約される樹木の集団

- 奨励金

国分寺崖線に存する環境緑地に限り、毎年度予算の範囲内で奨励金を交付（1㎡あたり20円として算出）

- 税の減免措置

固定資産税・都市計画税を8割減免

保存樹木

- 指定基準 (次のいずれか)

- (1) 地上1.5m (150cm) 以上の高さにおける幹回り 1.0m (100cm)
以上

- (2) 高さが10m以上

- 奨励金

- 年間1本あたり 2, 0 0 0 円

- 税の減免措置

- なし

保存生け垣

- 指定基準（次の**いずれにも**該当すること）

- 1人の所有者等の生け垣又は1メートル未満の間隔で隣接する2人の所有者等の生け垣
- 高さが**0.8メートル以上**の樹木又は外部から見える緑化部分の高さが**0.3メートル以上の金網等のフェンスに取り付いた木本性つる植物の葉が相互に触れ合う程度（1メートルにつき3本以上）**に**一列以上に植栽**されているものであること。
- 所有者等の敷地内に設置するもの。
ただし、建築基準法（昭和25年法律第201号）第42条第2項に該当する道路に接する場合は、同条第1項の道路の境界線の**申請者の敷地内に設置**するものに限る。
- 生け垣の総延長が**5メートル以上**であること。
- 生け垣と道路の間にブロック及び縁石等の遮蔽物が設置されていないこと。
ただし、市長が特に必要と認めるときは、**高さが0.4メートル以下であり、かつ、堅固な構造で倒壊のおそれがない遮蔽物を設置**できる。

※ 前項の規定にかかわらず、市長が特に必要と認めたものについては、前項各号に定める指定基準によらず、保全緑地として指定することができる。

- 奨励金

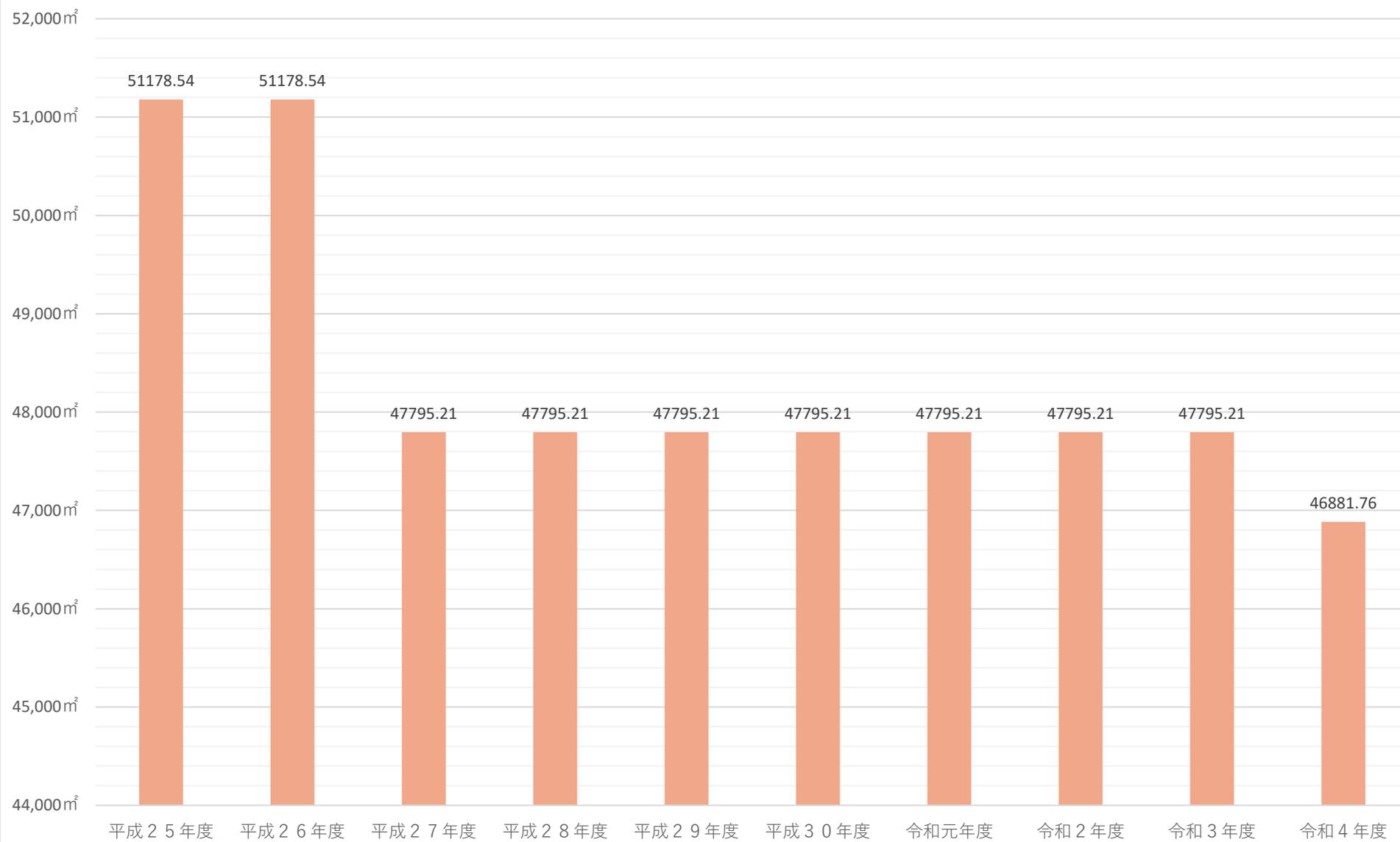
年間1mあたり300円、限度額15,000円

- 減免措置

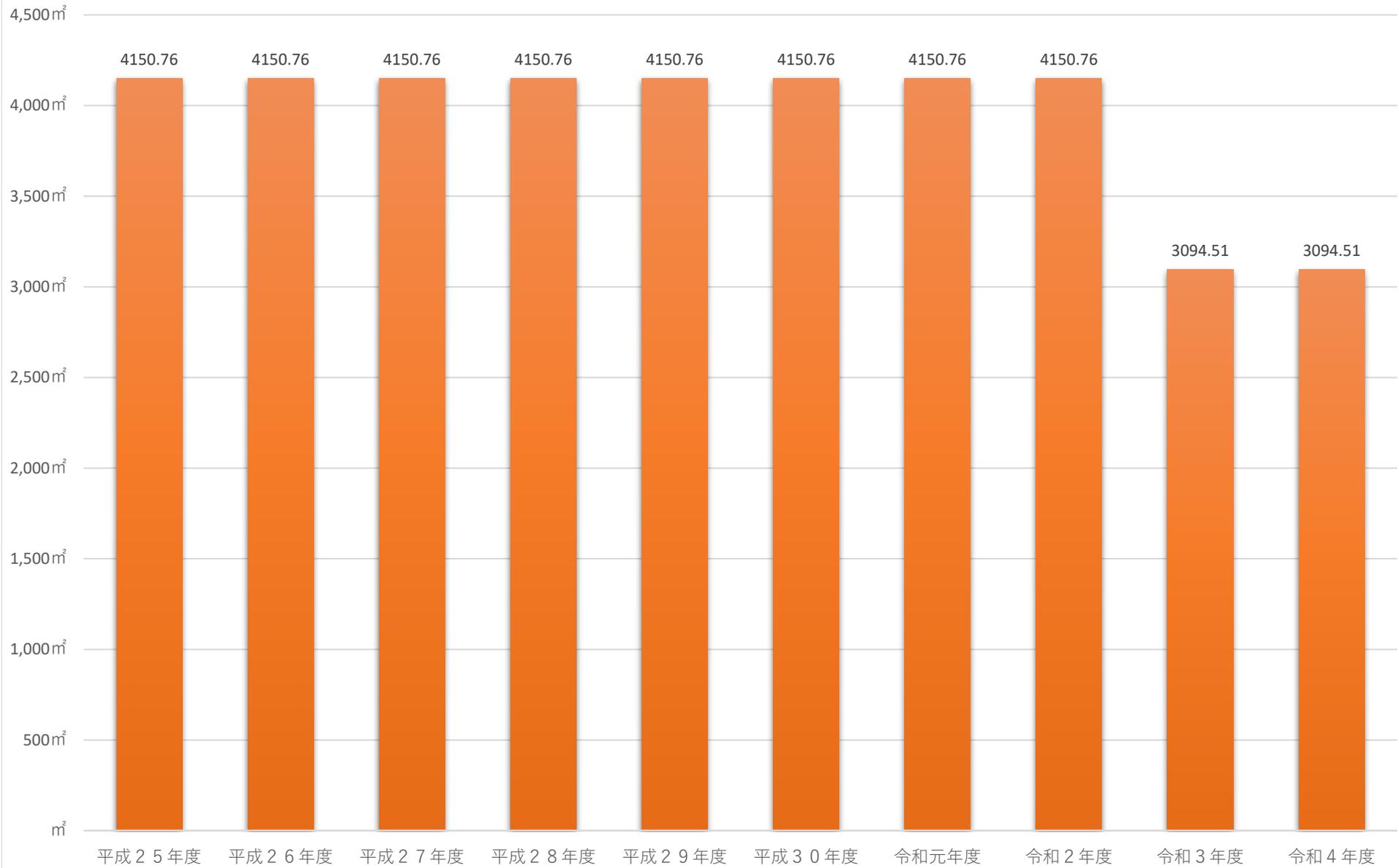
なし

環境緑地 面積推移

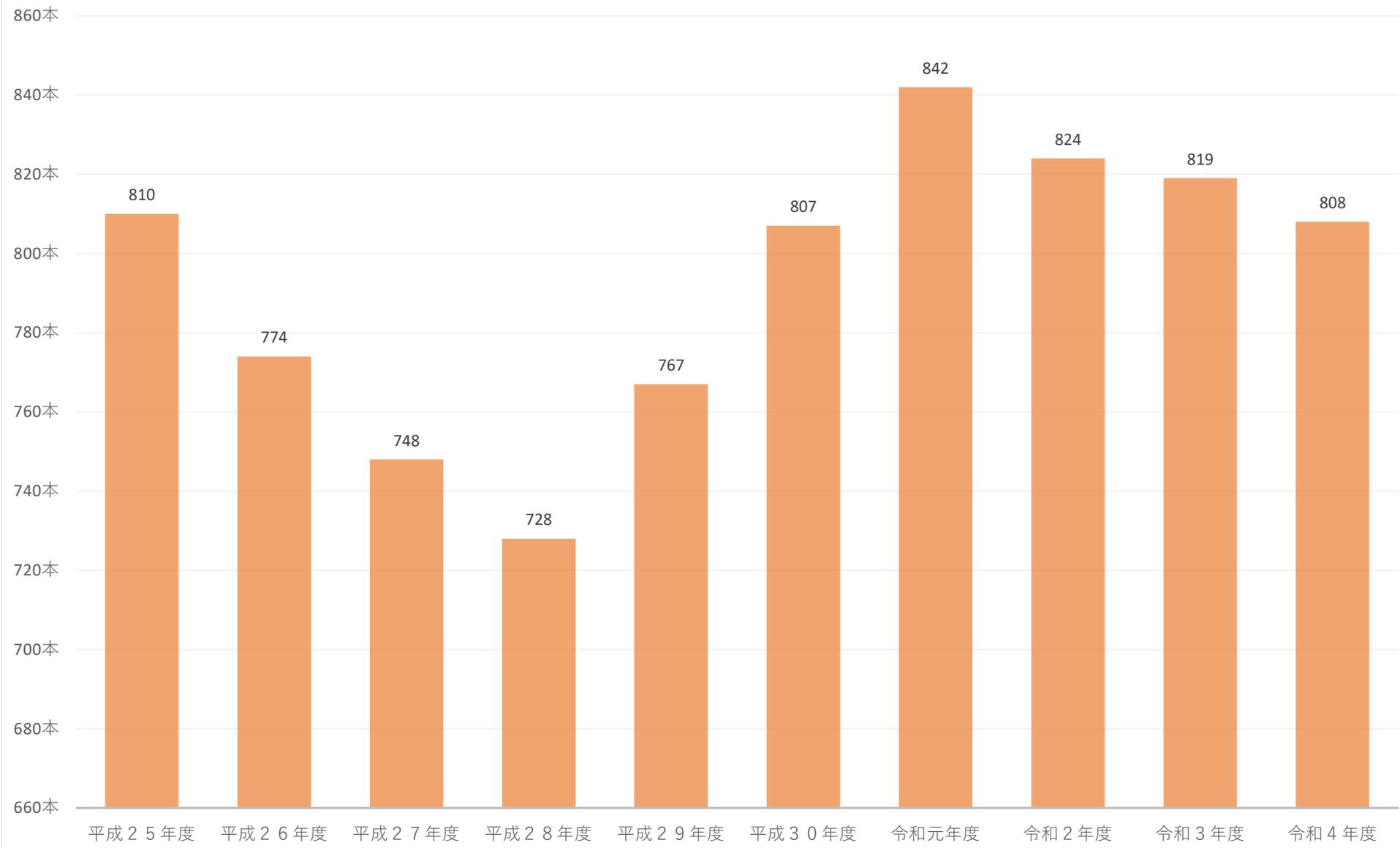
資料 3



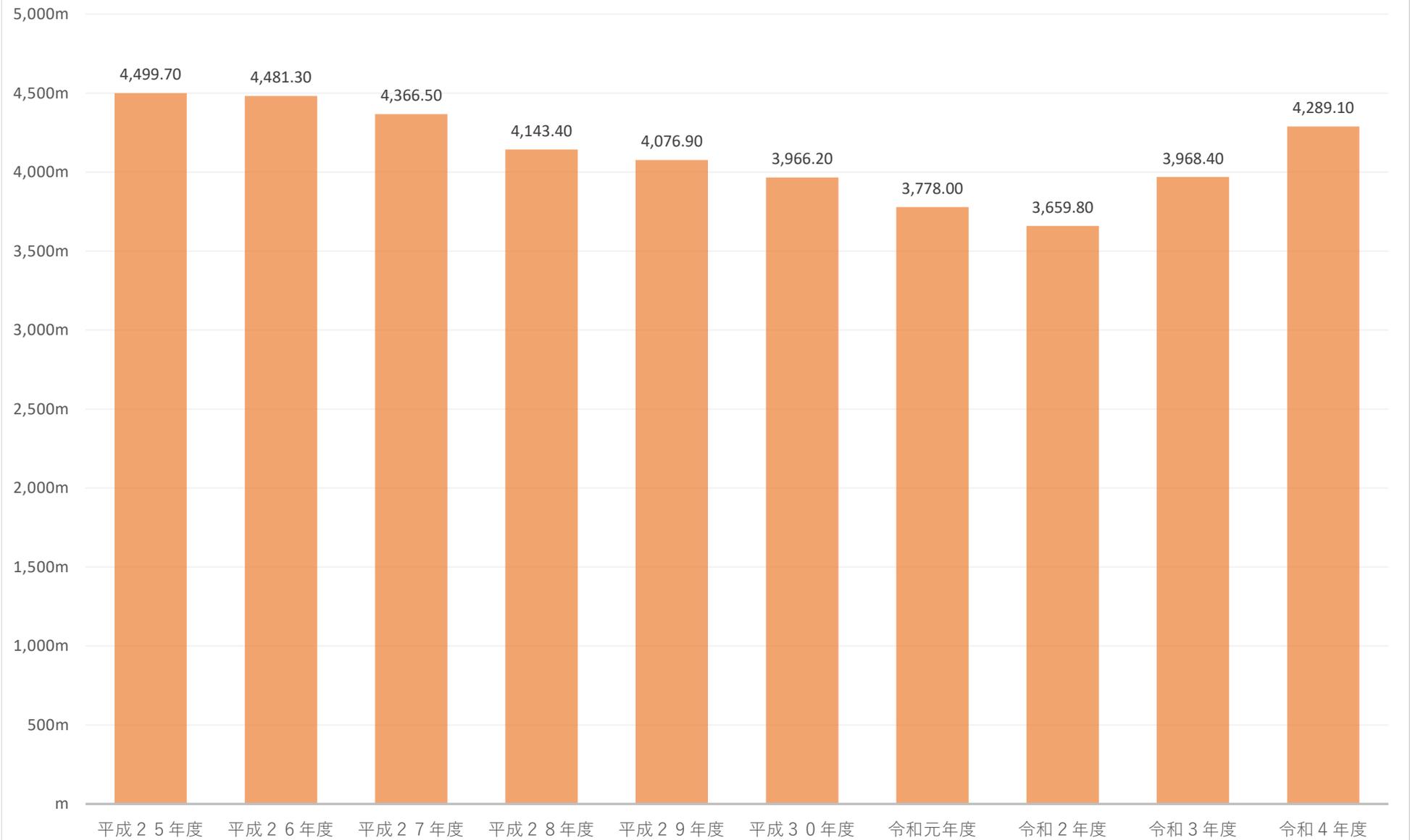
公共緑地 面積推移



保存樹木 本数推移



保存生け垣 指定延長推移



令和3年度小金井市みどりの基本計画実施計画

資料4

みどりの基本計画の記載				該当する取組（具体的な事業等）		評価記入欄			
NO	取組方針	具体的な取組	主な取組	取組（事業）名	取組（事業）内容	評価 A：実施中 B：未実施 C：完了・廃止 D：その他	実施内容（実績、評価等）	改善事項	今後の取組み（課題・目標等）
1	(1) 国分寺産線・野川のみどりを守る	①産線斜面及び周辺部のみどりを保全緑地制度などで守る	1_保全緑地制度などの各種制度を活用し、産線斜面及び周辺部のみどりを保全します。	保全緑地制度などの活用による保全	環境保全緑地（環境緑地・公共緑地）、国分寺産線緑地保全地域などの各種制度の活用により産線斜面及び周辺部のみどりを維持管理・確保するため、土地を有する事業者や市民に敷地内の緑化やみどりの保全を働きかける。	A	環境緑地及び公共緑地の面積要件を500㎡から300㎡に緩和する規定の改正を行い、市ホームページ、ツイッター及び市報にて周知した。	相談者や申請者の意見を伺いながら、より活用しやすい制度設計を引き続き検討する。	令和4年度より、要件を緩和した上で、市ホームページ、ツイッター及び市報（4月1日号）の1面にて周知を図る。
2	(1) 国分寺産線・野川のみどりを守る	①産線斜面及び周辺部のみどりを保全緑地制度などで守る	2_特別緑地保全地区に指定されている滄浪泉園では、市民がみどりの大切さを理解するきっかけとなるようイベント開催などを通じて周知に努めます。	滄浪泉園でのイベント実施	適切に維持管理・保全に努めるとともに、市民に親しまれる緑地としてイベント等を開催し緑地の保全に関する普及啓発を行う。	A	令和3年5月23日にみどり親子ワークショップ「身近な緑の見分け方」を実施し、小学生3年生から6年生までの親子17組34名が参加した。講師による座学の後、滄浪泉園内を散策しながら樹木を観察した。	より多くの市民が国分寺産線におけるイベント等に参加しやすい仕組みづくりを引き続き検討する。	令和4年度は小金井第四小学校6年生が滄浪泉園の樹木について観察し、樹名板の設置をする。身近なみどりを大切にすることを醸成する。
3	(1) 国分寺産線のみどりを守る	②野川の自然環境を関係者ととも守る	3_野川自然再生協議会を核として、市民と協働して自然回復・活用を図ります。	野川自然再生事業	市民と行政で構成される野川第一・第二調整池自然再生協議会に参加し、自然再生事業地区の水環境システムの再生に取り組む。	A	野川第一・第二調整池自然再生協議会に参加した。	特になし	野川第一・第二調整池自然再生協議会に地元自治体として参加する。
4	(1) 国分寺産線のみどりを守る	②野川の自然環境を関係者ととも守る	4_国分寺産線に隣接する公園等において、生物多様性に配慮した維持管理をします。	国分寺産線に隣接する公園等の維持管理	「小金井市立公園の設計及び維持管理基準」に則り、公園内に新たに植樹する際には在来種から選定し、生物多様性の確保のため、実のなる樹木を植樹していく。	A	国分寺産線沿いの三楽公園を在来種植樹の候補地とすることとした。	生物多様性を保持するために、三楽公園以外の国分寺産線沿いの公園においても、令和4年度に新たな植樹候補地を検討する。	国分寺産線沿いの公園の植樹対象箇所を検討する。令和4年度に三楽公園整備工事により北側の緑地を開放するので、植樹対象箇所の候補地として検討する。
5	(1) 国分寺産線・野川のみどりを守る	①産線斜面及び周辺部のみどりを保全緑地制度などで守る	5_市民団体の活動の支援を行うとともに、事業者及び市民と協力して国分寺産線のみどりを保全します。	市民団体の活動支援	産線斜面及び周辺部のみどりの保全などの活動をする市民団体と連携して、維持管理・保全する。	A	みどりのパートナーシップ協定を締結しているはけの自然を大切にすると国分寺産線に位置する中町四丁目公共緑地及びその周辺の中町四丁目緑地について、維持管理の課題や保全方法について協議した。	特になし	中町四丁目公共緑地内の傾斜地にある巨木化した樹木が一部枯れているため、今後の維持管理方法について引き続き協議する。
6	(2) 民有地のみどりを守る	①保全緑地制度などの活用により守る	1_所有者の維持管理の負担軽減のため、環境緑地に指定した屋敷林や社寺林の下草刈りや落ち葉清掃、剪定などを行うボランティアを紹介します。	市民協働による環境緑地の維持管理	環境緑地に指定した屋敷林や社寺林を、市民団体やボランティアと連携して維持管理・保全をする。また、ボランティアポイントの取得できる事業として位置付けることで、近隣の小中学生の参加を推進する。	A	環境緑地に指定している屋敷林及び周辺道路の落葉清掃について、環境美化サポーターの協力により、実施している。	近隣の小中学生の参加を促す取組ができていない。	落葉清掃に協力していただいている環境美化サポーターと協議し、小中学生が参加できるような仕組みづくりを検討する。
7	(2) 民有地のみどりを守る	①保全緑地制度などの活用により守る	2_土地所有者の方が保全緑地制度を活用しやすいよう、制度について分かりやすく周知を図ります。	保全緑地制度の周知	保全緑地（環境緑地・公共緑地・保存樹木・保存生け垣）制度の情報発信を行うとともに、事業者・市民へ指定の促進を図る。	A	市報に指定要件を詳細に記載することにより、問い合わせが増え、保存生け垣の新規申請が4件を受理した。	道路に接道しない生け垣について、新規2件は指定要件を満たせず、指定に至らなかった。規定の改正により、敷地内の生け垣も指定対象に緩和した。	令和4年度より、要件を緩和した上で、市ホームページ、ツイッター及び市報（4月1日号）の1面にて周知を図る。
8	(2) 民有地のみどりを守る	①保全緑地制度などの活用により守る	3_★保全緑地制度を活用しやすいように、環境緑地の指定最低面積の引き下げなど、要件の見直しを検討します。	保全緑地制度の要件の見直し	保全緑地（環境緑地・公共緑地・保存樹木・保存生け垣）制度の指定要件を緩和するなど、要件を見直す。	A	緑地保全及び緑化推進条例施行規則を改正し、指定要件を緩和した。 環境緑地・公共緑地：500㎡→300㎡ 保存樹木幹周：1.5m以上→1m以上 保存生け垣：（高さ）1m以上→0.8m以上又は0.3m以上 つる植物（総延長）10m以上→5m以上	相談者や申請者の意見を伺いながら、より活用しやすい制度設計を引き続き検討する。	令和4年度より、要件を緩和した上で、市ホームページ、ツイッター及び市報（4月1日号）の1面にて周知を図る。
9	(2) 民有地のみどりを守る	①保全緑地制度などの活用により守る	4_★宅地開発などの際の既存樹木の保全割合を環境配慮基準のなかで設定したり、緑化指導の適用となる対象面積を引き下げるなど民有地のみどりの保全及び創出する手法を強化します。	環境配慮基準の見直し	宅地開発時の既存樹木の保全割合を明確にしたり、緑化計画書を提出する開発面積を引き下げるなど民有地のみどりの保全、創出を検討する。	A	敷地面積が200㎡以上の民間施設等の建築行為等に対して、緑地保全及び緑化推進条例を改正し、新たに緑化に関する指導基準を整備した。 また、建築確認申請を受理している多摩建築指導事務所に対して周知の依頼をした。	相談者や申請者の意見を伺いながら、より申請しやすい制度設計を検討する。	申請の手引きを作成し、市ホームページや窓口で周知を図る。

みどりの基本計画の記載				該当する取組（具体的な事業等）		評価記入欄			
NO	取組方針	具体的な取組	主な取組	取組（事業）名	取組（事業）内容	評価 A：実施中 B：未実施 C：完了・廃止 D：その他	実施内容（実績、評価等）	改善事項	今後の取組み（課題・目標等）
10	(3) 農地を守る	①営農支援により農地を守る	1_ 農業者が営農を維持するための支援として、新規就農者などへの農地の輪旋や、援農ボランティアなどによる担い手不足の補助、簿記講習会の開催、施設整備などに対する補助施策などを実施します。	援農ボランティア事業	援農ボランティアの募集を行う他、営農支援策として都市農地保全支援プロジェクト補助金等の補助施策や簿記講習会の開催等を実施する。	A	【援農ボランティア】 ・東京都農林水産振興財団が実施する「援農ボランティア・東京の青空塾」に登録し、応募者が市内の圃場での実習で、草取り、肥料の運搬、収穫、出荷作業などの作業を農業者から直接指導を受け、その他、研修所での座学や圃場見学を受講し、援農ボランティアの認定を受けた。 (令和3年度認定者数：7人) 【都市農地保全支援プロジェクト】 ・市民農園整備（1園）、防災兼用農業用井戸（3件）、庭先直売所マップ作成 【簿記講習会】 ・新型コロナウイルス感染拡大により回数を減らしての開催。 講習会：2回 参加人数：延べ12人	特になし	【援農ボランティア】 ・援農ボランティアの認定制度を継続するとともに、マッチングにおける農家、援農ボランティア双方のニーズの把握に努める。 【都市農地保全支援プロジェクト】 ・継続していく。 【簿記講習会】 ・継続していく。
11	(3) 農地を守る	①営農支援により農地を守る	2_ 緑化のために必要な樹木は、地元植木業者の生産物を積極的に購入し、営農を支援していきます。	苗木無料配布事業	苗木無料配布事業として市内農家の植木の無料配布を継続して実施する。	A	【苗木無料配布事業】 市内の緑化推進と植木苗木生産振興を目的として、小金井市民を対象に抽選により、苗木の無料配布を実施した。(配布数：春の苗木400本、秋の苗木400本)	特になし	継続していく。
12	(3) 農地を守る	②活用して農地を守る	3_ 都市農業への理解や土に触れる機会を得る場として、引き続き市民農園や体験型市民農園の整備を推進していきます。	市民農園の整備	都市農業への理解や土に触れる機会を得る場として、引き続き市民農園の整備を推進する。また、都市農地の貸借の円滑化に関する法律の施行に伴い、民間企業等による生産緑地での市民農園開設も可能となったことから、多方面への周知を行っていく。	A	【市民農園整備】 令和4年4月1日開園に向け、ぬくいみなみ第2市民農園を整備した。 都市農地の貸借の円滑化に関する法律の施行に伴い、生産緑地に市民農園開設も可能になったことから、市内農地所有者宛にパンフレットによる周知を行った。	特になし	申込の倍率が高いため、市民農園の増設に向け農地所有者への周知等に取り組む。
13	(3) 農地を守る	②活用して農地を守る	4_ 地域の暮らしに潤いをもたらしてきた都市農地を活用した魅力ある地域づくりを推進するため、収穫体験や農業イベントなどを通して農業者と市民や商業者などの多世代・多様な相手との交流・連携機会の拡大を図ります。	多様な相手との交流連携機会の拡大による農地を活用した魅力ある地域づくりの推進	・農家と商業者等が連携した農地を活用したイベント等の取組みを通して連携機会の拡大に向けた支援を行う。 ・こがねい産業祭りを通して農業者と市民や商業者との交流機会を拡大する。	A	【親子収穫体験】 市内農家及び市内商店の方の協力により、ダイコンの収穫体験と地元農産物を使用した加工品及び収穫物と加工品を使用した料理レシピの配布を実施した。(参加人数：20組/60人) 【こがねい産業祭り】 令和2年度から、農・商工・観光が一体となったイベント「こがねい産業まつり」を開催予定であったが、新型コロナウイルス感染症感染拡大防止のため規模を縮小し、物販のイベント及び市内小学生を対象とした農業絵画コンクールを開催した。	特になし	引き続き、新型コロナウイルス感染症の状況を踏まえながら、開催方法を検討し継続していく。
14	(4) 玉川上水のみどりを守る	①玉川上水の桜並木を東京都などと連携して守る	1_ 小金井市玉川上水・小金井桜整備活用推進委員会における学識者の意見や環境の変化を踏まえ、庁内関係課や東京都、隣接自治体と連携して玉川上水及びその周辺環境の保全を進めます。	玉川上水及びその周辺環境の保全	「小金井市玉川上水・小金井桜整備活用推進委員会」を開催する。委員会の意見を踏まえ、土木遺産としての玉川上水を保全する。東京都及び隣接自治体と情報共有を図り、史跡・名勝の保護及び多様な植生環境の管理を行う。	A	関係機関とは現地視察や協議を重ねてきた。今後も東京都や隣接自治体と連携し、玉川上水及び小金井（サクラ）の保護に努める。	特になし	未整備区間の着手準備に向けて、引き続き東京都と他自治体と調整を図る。
15	(4) 玉川上水のみどりを守る	①玉川上水の桜並木を東京都などと連携して守る	2_ 東京都の「史跡玉川上水整備活用計画」及び本市の「玉川上水・小金井桜整備活用計画」に基づき、文化財の保全を進めます。	桜並木の保全	「小金井市玉川上水・小金井桜整備活用計画」、「史跡玉川上水整備活用計画」（東京都）に基づき、桜並木の保全を進める。また、桜の植樹事業により桜並木の再生を進め、玉川上水のみどりの更新に繋げる。	A	新小金井橋～梶野橋間にヤマザクラを10本補植した。	特になし	欠損木に対する補植や植樹木残しに伴う植替えを進める。
16	(4) 玉川上水のみどりを守る	②玉川上水沿道景観を景観計画や風致地区の方針に基づき守る	3_ 「東京都景観計画（玉川上水景観軸）」、「玉川上水風致地区」における建築行為などの際の許可事務を行い、建築物の新設や宅地造成の際に緑化などの基準が満たされているか確認します。	風致地区内の緑化	「東京都景観計画（玉川上水景観軸）」、「玉川上水風致地区」における建築行為などの際の許可事務を行い、建築物の新設や宅地造成の際に緑化などの基準が満たされているか確認する。	A	令和3年度は5件の許可申請があり、許可基準に適合するよう指導するとともに、基準が満たされていることを確認し、許可書を発行した。 許可行為の完了後、完了届の提出が未受領の案件について催促及び現地確認を実施できていない。	完了後の現地確認を実施する必要がある。 また、風致地区内での違反行為がないかパトロールを行い、場合によっては是正を指導する必要がある。	引き続き基準に適合するよう指導するとともに、完了後の現地確認及び風致の維持を目的としたパトロールをする体制を構築する必要がある。 また、違反行為があった際の罰則規定があるものの、運用方法が不明確であるため、整理する必要がある。

みどりの基本計画の記載				該当する取組（具体的な事業等）		評価記入欄			
NO	取組方針	具体的な取組	主な取組	取組（事業）名	取組（事業）内容	評価 A：実施中 B：未実施 C：完了・廃止 D：その他	実施内容（実績、評価等）	改善事項	今後の取組み（課題・目標等）
17	(4) 玉川上水のみどりを守る	①玉川上水の桜並木を東京都などと連携して守る	4_歴史的遺産として、まちの魅力向上に向け、積極的に市内外にPRします。	歴史的文化遺産のPR	文化財センターの他、まちかど歴史ミュージアムやイベントなどを通して、まちの魅力向上に向け、積極的に歴史的遺産としてのPRを市内外にする。	A	樹木医を招き文化財講演会で玉川上水の植生調査の報告があり、サクラ並木とともに再生は進む多様な林床環境の重要性を説明いただく。	特になし	名勝指定100周年の令和6年に向けて、普及啓発事業を推進していく。
18	(1) 魅力ある公園をつくる	①新たな公園を整備する	1_小長久保公園、三楽公園、梶野公園及び（仮称）東小金井駅土地区画整理事業1号公園の整備を進めます。	都市計画公園の整備	小長久保公園、三楽公園、梶野公園及び（仮称）東小金井駅土地区画整理事業1号公園の整備を進める。	A	小長久保公園の用地取得及び整備工事、三楽公園の用地取得し、整備を進めた。 小長久保公園の用地取得：337.07㎡ 三楽公園の用地取得：732.59㎡	特になし	三楽公園について、令和4年度に令和3年度用地取得地の整備及びトイレの整備撤去及び新設を実施する。 梶野公園について、令和4年度に東小金井土地区画整理事業により拡張された南側のフェンスの整備を実施する。
19	(1) 魅力ある公園をつくる	①新たな公園を整備する	2_新たな都市公園等の整備を行う際には、市民が計画の検討及び管理に参加できる手法を取り入れます。	市民意見を反映した公園づくり	新規の都市公園等の整備にあたっては、地域の意見を反映する。	A	令和4年度整備予定の三楽公園及び梶野公園について、地元自治会や梶野公園サポーター会議と整備内容について意見交換を実施した。	特になし	最終的な整備内容について、市民説明会を実施する。
20	(1) 魅力ある公園をつくる	②利用者の少ない公園を改善する	3_利用者の少ない公園等については、近隣住民の意向も踏まえながら、活性化に向けた方策を検討します。改善が難しい場合には、用途変更や売却を行い、他の公園等の魅力向上のための財源の確保を図ります。	低未利用公園等の整理（用途変更や売却検討）	利用者が少ない公園について土地利用転換を含めた整理を検討する。整理にあたっては周辺住民の合意形成を図りながら用途変更や売却を進め公園事業費を捻出するとともに機能性の高い公園等の整備を検討する。	A	地域安全課からの要望のあった2公園の防災倉庫用地としての活用及び1公園の消防団詰所用地の活用について検討した。そのうち2公園について周辺住民と合意形成が図られた。 桜町一丁目第4子供広場（35㎡）：防災倉庫用地 中町二丁目児童遊園（237㎡）：消防団第三分団詰所用地	特になし	合意形成が図られた2公園について、整備工事を実施して用途変更し、地域安全課へ所管換用途変更を行う。
21	(1) 魅力ある公園をつくる	②利用者の少ない公園を改善する	4_みどりの配置状況を考慮し、借地公園の設置及び公園等の用地寄附の受入れについて、基準に基づき公園緑地の配置の適正化を図ります。	寄附・借地公園の見直し	公園等の用地の寄附の受け入れや借地公園の継続に関して要綱に基づき、周辺の公園・みどり等の配置状況及びみどりの軸などを考慮し、慎重に検討する。	A	使用貸借契約により借用していた東町いちよう広場（160㎡）について、所有者の土地返還の申出に基づき、原状回復工事を実施し、用途廃止した。	特になし	合意形成が図られた桜町一丁目第4子供広場について、整備工事を実施して用途変更し、地域安全課へ所管換えを行う。 なお、中町二丁目児童遊園は再度周辺住民と協議した結果、合意形成に至らなかったため、公園として維持管理を継続する。
22	(1) 魅力ある公園をつくる	③公園機能を充実・更新する	5_安全確保のため、老木や倒木の恐れがある樹木や見通しの悪い植栽及び老朽化した公園施設については、劣化状況などを踏まえ、計画的な維持管理を実施します。また都市公園にはプライバシーの保護に留意しながら、防犯カメラの設置を検討します。	公園施設の適正な維持管理	老朽化した公園施設の更新をする。 ・プライバシーの保護に留意しながら都市公園に、防犯カメラの設置を検討する。	A	都市公園等において、防犯カメラの設置要件を整理し、令和4年度に実施する三楽公園整備工事とともに防犯カメラ設置に要する予算の確保をした。	特になし	令和5年1月に三楽公園において、2台の防犯カメラを設置する。
23	(1) 魅力ある公園をつくる	③公園機能を充実・更新する	6_安全確保及び適正な樹木の維持管理を図るため、公園等の樹木について、中低木を主とした植栽を進め、樹種転換及び巨木化・老木化し倒木の危険がある樹木の更新を実施し、適正な樹木配置を図ります。	公園施設の適正な維持管理	小金井市立公園の設計及び維持管理基準に基づく適正な樹木管理を実施する。	A	栗山公園等の激しく老木化の進んでいた樹木の伐採を行った。 また、令和4年度の梶野公園整備工事で公園南側での伐採・抜根予定のリンゴの木について、東京都苗木生産供給事業にて梶野公園北側にリンゴの木を植えた。	伐採・抜根だけでなく、新たな樹種を植える検討を行う必要がある。	樹種転換に当たっては、小金井市立公園の設計及び維持管理基準を基準とし、伐採・抜根した箇所の樹種転換を図る。
24	(1) 魅力ある公園をつくる	③公園機能を充実・更新する	7_新型コロナウイルスなどの感染症拡大防止のため、密接・密着を避ける公園管理を行います。	新型コロナウイルス感染症拡大防止のための公園利用	国土交通省の通達に基づき、公園利用者にコロナ禍の利用について注意喚起を図る。	A	市ホームページ及びツイッターで、少人数、短時間の利用を注意喚起した。比較的用户の多い公園には、注意喚起の掲示物を設置した。栗山公園バーベキュー広場の使用は休止した。	国土交通省の方針及び都立公園や周辺自治体の状況に注視し、緩和策の検討も必要である。	国、都、近隣自治体の公園における注意喚起を注視し、周知内容について検討する。
25	(1) 魅力ある公園をつくる	④事業者、市民とともに公園管理を行う	8_★環境美化サポーター制度のさらなる活用を図るため、サポーター同士の意見交換の場づくりや活動状況の情報発信を進めます。	既存のボランティア活動の支援	現在参加しているボランティアの方の技術力やモチベーション向上のため、ボランティア同士の横の繋がりを形成することができる場を設ける。	A	環境美化サポーターの希望者とともに西東京市及び江東区の公園の取組内容等を視察し、環境美化サポーター同士の横のつながりを広めるとともにモチベーションの向上を図った。 （参加者）	コロナ禍のバス移動による視察となったため、今後は国のコロナ対策の方針緩和に合わせて、参加人数の緩和も検討する。	環境美化サポーターの技術力向上を図る講演等を開催する。
26	(1) 魅力ある公園をつくる	④事業者、市民とともに公園管理を行う	9_★子育て世代や子どもが空いた時間に気軽に参加できるボランティア制度の導入を検討します。	気軽に参加できるボランティア制度の検討	ボランティアが若い世代へ浸透していないため、子育て世代や子どもが空いた時間に気軽に参加できるボランティア制度の導入を検討する。	A	子育て世代や子どもが気軽に参加できる制度検討に当たり、子どもの参加が可能な花の植え替えイベントをむさこぶらっと公園、梶野公園及び栗山公園で実施した。 （参加者） むさこぶらっと公園（R3.6.11開催）：17人（うち子ども4人） 栗山公園（R3.6.23開催）：9人（うち子ども2人） 栗山公園（R3.12.5開催）：27人（うち子ども12人） 梶野公園（R3.11.15開催）：9人（うち子ども4人）	花壇の管理をする環境美化サポーターにも花の植え替えイベントに参加してもらい、公園花壇の取組等についても参加者に紹介しているが、新たな環境美化サポーターの登録には至っていない。	子どもの参加が可能な花の植え替えイベントを開催する。

みどりの基本計画の記載				該当する取組（具体的な事業等）		評価記入欄			
NO	取組方針	具体的な取組	主な取組	取組（事業）名	取組（事業）内容	評価 A：実施中 B：未実施 C：完了・廃止 D：その他	実施内容（実績、評価等）	改善事項	今後の取組み（課題・目標等）
27	(1) 魅力ある公園をつくる	④事業者、市民とともに公園管理を行う	10_★梶野公園サポーター会議をモデルに地域住民が管理するモデル公園の選定、公園サポーター会議などの設置の検討をします。	公園サポーター会議の設置	梶野公園サポーター会議をモデルに、浴恩館公園及び三楽公園においても市民が公園等の管理・運営に参加できる仕組みづくりを進める。	A	三楽公園では、地元自治会、敬老会及び子供会と整備工事の意見交換の際に日頃の公園管理の課題等の共有を図った。浴恩館公園では、環境美化サポーターと課題等の共有を図り、必要な除草、剪定を実施した。	コロナ禍により、少人数での協議となり、広く意見交換の場を設定できなかったため、今後は国のコロナ対策の方針緩和に合わせて、参加人数等の緩和を検討する必要がある。	緊急的な課題については、その都度協議の上、課題解決とともに、定期的な協議を継続する。
28	(1) 魅力ある公園をつくる	④事業者、市民とともに公園管理を行う	11_★都市公園については、さらなる魅力向上のため、指定管理制度の導入に向けた検討を進めます。	指定管理者制度などの民間活力導入の検討	都市公園の整備・維持管理について、サウンディング調査を実施し、事業スキームの検討を行う。	A	市立公園の維持管理に対して、民間活力導入についてサウンディング型市場調査を実施し、不動産事業者や造園事業者等合計15社と意見交換を実施し、令和6年度から指定管理者制度の導入を検討している。	事業スキームの決定に際し、市場性を考慮し、慎重に検討する必要がある。	令和3年度に実施したサウンディング型市場調査で、具体的な提案のあった5事業者程度と再度意見交換をし、事業スキームを決定し、指定管理者の募集をする。
29	(2) 公共施設のみどりをつくる	②公共施設のみどりをつくる	1_公共施設の新設時には「東京における自然の保護と回復に関する条例」に基づき、敷地面積が250㎡以上の場合、敷地内の緑化をします。	公共施設の緑化推進	学校、保育園、地域センター等の公共施設の新規整備や改修時に、公共施設の緑化を推進します。	B	該当工事がなかった。	特になし	新設工事発生時は都条例に基づき敷地内の緑化を推進する
30	(2) 公共施設のみどりをつくる	②公共施設のみどりをつくる	2_公共施設のみどりは、倒木などの危険回避を第一に、可能な限りみどりの量を維持しつつ質の向上を図ります。	庁舎の樹木等の適切な植栽管理	植栽から年数が経ち、老木化が進んだ樹木が増えていることから、伐採や植替えなどにより安全を確保するとともに緑の量を維持する。	A	本庁舎は11月ボランティアによる樹木剪定、2月委託業者により樹木剪定(高木)と道路にはみ出し電線にかかっている樹木1本の伐採が安全性確保のため行われた。また6月駐車場のヒマラヤ杉のカラスの巣が委託業者により撤去された。(糞被害のため)	特になし	駐車場のヒマラヤ杉にカラスの巣がたびたび作られるようであるとカラス除けのための対策が必要である。今後も樹木の健康と安全性を維持していく。
31	(2) 公共施設のみどりをつくる	②公共施設のみどりをつくる	2_公共施設のみどりは、倒木などの危険回避を第一に、可能な限りみどりの量を維持しつつ質の向上を図ります。	集会施設の樹木等の適切な植栽管理	植栽から年数が経ち、老木化が進んだ樹木が増えていることから、伐採や植替えなどにより安全を確保するとともに緑の量を維持する。	A	委託により樹木の剪定を実施。	剪定実施により、植樹の一定の植栽管理を行った。	更に巡視を行い、高木を含めた適切な管理を行う。
32	(2) 公共施設のみどりをつくる	②公共施設のみどりをつくる	2_公共施設のみどりは、倒木などの危険回避を第一に、可能な限りみどりの量を維持しつつ質の向上を図ります。	ごみ処理施設の樹木等の適切な植栽管理	周辺環境と調和するよう適切に維持管理を行い、緑の量を維持する。	A	周辺環境と調和するよう適切に維持管理を行った。	特になし	老朽化した高木について枝の落下等の危険がないよう適宜剪定する必要がある。
33	(2) 公共施設のみどりをつくる	②公共施設のみどりをつくる	2_公共施設のみどりは、倒木などの危険回避を第一に、可能な限りみどりの量を維持しつつ質の向上を図ります。	保育園の樹木等の適切な植栽管理	植栽から年数が経ち、老木化が進んだ樹木が増えていることから、伐採や植替えなどにより安全を確保するとともに緑の量を維持する。	A	植栽の剪定を実施し、保育園並びに近隣の安全確保を図った。	特になし	令和4年度も継続して取り組み、安全を確保し緑の量を維持する。
34	(2) 公共施設のみどりをつくる	②公共施設のみどりをつくる	2_公共施設のみどりは、倒木などの危険回避を第一に、可能な限りみどりの量を維持しつつ質の向上を図ります。	学童保育所の樹木等の適切な植栽管理	植栽から年数が経ち、老木化が進んだ樹木が増えていることから、伐採や植替えなどにより安全を確保するとともに緑の量を維持する。	A	植栽の剪定を実施し、学童保育所並びに近隣の安全確保を図った。	特になし	令和4年度も継続して取り組み、安全を確保し緑の量を維持する。
35	(2) 公共施設のみどりをつくる	②公共施設のみどりをつくる	2_公共施設のみどりは、倒木などの危険回避を第一に、可能な限りみどりの量を維持しつつ質の向上を図ります。	児童館の樹木等の適切な植栽管理	植栽から年数が経ち、老木化が進んだ樹木が増えていることから、伐採や植替えなどにより安全を確保するとともに緑の量を維持する。	A	植樹について剪定及び伐採を実施。	特になし	引き続き、適正な維持管理を実施する。
36	(2) 公共施設のみどりをつくる	①学校のみどりをつくり、親しむ	2_公共施設のみどりは、倒木などの危険回避を第一に、可能な限りみどりの量を維持しつつ質の向上を図ります。	学校の樹木等の適切な植栽管理	植栽から年数が経ち、老木化が進んだ樹木が増えていることから、伐採や植替えなどにより安全を確保するとともに緑の量を維持する。	A	特に高木化が進んでいる樹木を選定して植栽の剪定を実施し、学校所並びに近隣の安全確保と緑の量の維持管理を図った。	特になし	引き続き剪定及び植替えを検討しながら緑の量を維持管理する。
37	(2) 公共施設のみどりをつくる	①学校のみどりをつくり、親しむ	2_公共施設のみどりは、倒木などの危険回避を第一に、可能な限りみどりの量を維持しつつ質の向上を図ります。	公民館の樹木等の適切な植栽管理	植栽から年数が経ち、老木化が進んだ樹木が増えていることから、伐採や植替えなどにより安全を確保するとともに緑の量を維持する。	A	公民館貫井南分館、緑分館、貫井北分館では、敷地内の樹木を定期的に剪定している。また、緑分館では屋上緑化工事を実施した。	特になし	引き続き適切な管理に努める
38	(2) 公共施設のみどりをつくる	①学校のみどりをつくり、親しむ	3_学校ビオトープの維持管理をします。	ビオトープの適切な維持管理	学校等の要望に基づき、ビオトープに関する修繕及び原材料の購入等の必要が生じた際、施設補修の場合に対応する。	A	各校については消耗品費で予算配当して適切に維持管理している。	特になし	適切な維持管理を継続していく。
39	(2) 公共施設のみどりをつくる	①学校のみどりをつくり、親しむ	4_子どものみどりや自然への愛着醸成に向け、学校ビオトープ、公園、国分寺産線、野川、玉川上水などのみどりを学校教育に活用します。	環境学習の推進(ビオトープ活用)	学習指導要領や東京都の環境教育指導資料で示された内容に従った指導を行うとともに、本市として環境教育を重要な教育課題の一つであると捉えているため、充実を図るよう努める。	A	ビオトープを設置して、理科教育等に活用している学校や、学校周辺の自然環境を活用した教育活動を行った学校がある。	特になし	各校において「ハチドリプロジェクト」を実施し、児童・生徒自らが環境問題について考え、実践する教育活動を行う。

みどりの基本計画の記載				該当する取組（具体的な事業等）		評価記入欄			
NO	取組方針	具体的な取組	主な取組	取組（事業）名	取組（事業）内容	評価 A：実施中 B：未実施 C：完了・廃止 D：その他	実施内容（実績、評価等）	改善事項	今後の取組み（課題・目標等）
40	(2) 公共施設のみどりをつくる	①学校のみどりをつくり、親しむ	5_芝生化した校庭の芝生を良好な状態で維持するために、専門家による定期的な点検と必要な維持管理を行うとともに、芝生の維持管理ボランティアへの適切な指導をします。	小中学校運動場芝生維持管理	小・中学校（6校）の運動場芝生維持管理を進める。	A	小・中学校（6校）の運動場芝生維持管理を行い、ボランティアの参画による地域連携と芝生を活かした教育活動に貢献している。	特になし	ボランティアの確保及び円滑な運営体制を課題としている。専門事業者による定期的な点検と保守を委託するとともに、維持管理ボランティア及び学校への適切な指導を継続して行い、安定的な運営体制の構築を図る。また、学校と共に活動の周知・広報を行う。
41	(2) 公共施設のみどりをつくる	②公共施設のみどりをつくる	6_★公共施設の植栽や生け垣を適切に管理する担い手の発掘をします。	環境美化サポーター制度（活動の拡大推進）	剪定ボランティアによる公園や公共施設の植栽の管理を支援するなど、市民協働による緑の維持管理を推進する。	A	環境美化サポーターである剪定サークルにより、公共施設等の植栽管理に際し、用具の貸与及び枝葉回収を実施した。（活動実績）コロナ禍において、一時活動を自粛した時期もあるものの、年間延べ参加人数386人により、24箇所の公園緑地や公共施設を、合計15回、中低木の剪定を実施いただいた。	剪定作業前には現場にて打合せを実施しているが、定例的な意見交換を実施していないため、課題等を明確にするため、定期的に意見交換会の実施が必要である。	定期的な意見交換会を実施し、市民協働による植栽管理の推進を図る。
42	(3) みどりのまちなみをつくる	①住宅のみどりを増やす	2_★生け垣造成奨励金交付制度及び保存生け垣の適用対象の拡大により、より活用しやすい制度とします。さらに緑化指導時に制度の周知を行い、指定を進めます。	生け垣造成奨励金交付制度・保存生け垣の指定要件の見直し	より活用しやすい制度とするため、要件の見直しを行い、制度の周知を行う。	A	(生け垣造成奨励金交付制度) 生け垣造成奨励金交付要綱を改正し、指定要件を緩和した。高さ：1m以上→0.8m以上又は0.3m以上つる植物 総延長：3m→2m 設置場所：道路の接道要件を撤廃し、申請者の敷地内に設置する。	相談者や申請者の意見を伺いながら、より申請しやすい制度設計を検討する。	令和4年度より、要件を緩和した上で、市ホームページ、ツイッター及び市報（4月1日号）の1面にて周知を図る。生け垣奨励金のパンフレットを改訂し、市ホームページや窓口にて周知を図る。
43	(3) みどりのまちなみをつくる	①住宅のみどりを増やす	3_東京都苗木生産供給事業を活用して、イベントなどを通じて、個人向けに苗木の無償提供を行います。	苗木の配布	イベント実施に伴い苗木の配布を実施することにより民有地の緑化促進を図る。	A	みどり親子ワークショップ（令和3年5月23日開催）参加者17組にブルーベリーの苗木を1本ずつ配布した。梶野公園花壇ボランティア見学会（令和3年11月1日開催）に合わせて一般公募当選者100名にブルーベリーの苗木を1本ずつ配布した。	ブルーベリーの苗木配布について、市報、ホームページで周知したところ、配布数100本に対して、約500人の申し込みがあった。配布方法や配布回数等についても検討し、民有地のみどりの創出の推進を図る必要がある。	ブルーベリー苗木配布は、好評のため先着順の電話受付では混乱が生じた。往復はがきで行った際も、5倍以上の申し込みがあり、抽選手続きに時間がかかったため、インターネットによる申込方法も検討したい。苗木配布の実施時期及び場所を、11月頃実施の滄浪泉園内や梶野公園等のイベント時に合わせ実施し、イベント来園者やそれまで苗木配布に関心のなかった方々にも、同事業を周知
44	(3) みどりのまちなみをつくる	②市街地や商業施設、事業所のみどりを増やす	4_★緑化スペースが十分でない市街地での緑化を進めるため、屋上緑化、壁面緑化など多様な緑化手法について、環境配慮基準の緑化面積に含めることを検討します。	環境配慮基準の見直し（屋上緑化・壁面緑化等）	環境配慮基準の「1.緑を守り育てる」に関する規定を見直し、屋上緑化、壁面緑化も緑化面積に含めることを検討する。	A	敷地面積が200㎡以上の民間施設等の建築行為等に対して、緑化指導を行うために制定した緑化に関する指導基準において、屋上緑化及び壁面緑化について緑化面積として算入できることとしたため、指定開発事業における緑化指導の際にも緑化面積に算入できるように規定の整備について検討した。	緑化面積の算定方法について明確になっていないため、緑化に関する指導基準に準じて規定する必要がある。	環境配慮基準の「1.緑を守り育てる」に関する規定の改正を引き続き検討する。
45	(3) みどりのまちなみをつくる	②市街地や商業施設、事業所のみどりを増やす	5_★市街地の緑化を進めるため、新たに緑化指導に関する規定を整備し、指定開発事業に該当しない規模の建築行為に対しても緑化指導を行うことで、より多くの住宅、事業所、商業施設などにおいて、緑化を推進します。	緑化指導に関する規定の整備	新たに緑化指導に関する規定を整備し、指定開発事業に該当しない規模の建築行為に対しても緑化指導を行う。	A	敷地面積が200㎡以上の民間施設等の建築行為等に対して、緑地保全及び緑化推進条例を改正し、新たに緑化に関する指導基準を整備した。また、建築確認申請を受理している多摩建築指導事務所に対して周知の依頼をした。	相談者や申請者の意見を伺いながら、より申請しやすい制度設計を検討する。	申請の手引きを作成し、市ホームページや窓口で周知を図る。
46	(3) みどりのまちなみをつくる	②市街地や商業施設、事業所のみどりを増やす	6_鉄道沿線などの身近な交通軸周辺の公共施設での緑化に取り組みます。	中央線沿線の緑化推進	中央線沿線に隣接する公的施設の緑化を推進していく。	A	中央線沿線に隣接する公的施設の適正な緑化を推進している。	中央線沿いの公的施設の新たな緑化に至っていない。	今後も公的施設での緑化を図っていく。
47	(4) みどりの軸をつくる	①都市計画道路などの街路樹をつくる	1_都市計画道路などの幅員の広い道路の街路樹では、景観の形成、生き物の生息空間の確保、緑陰の創出などの観点から、みどりの量を維持しつつ、安全確保を図りながら、樹木の植栽などを行い、みどりのネットワークの充実を図ります。3_都市計画道路や安全な歩行空間を確保できる道路の整備時には、植栽幅をできるだけ確保することにより、街路樹、低木や草本類などの植栽を行い、多様なみどりの環境を提供します。	都市計画道路の植栽整備	都市計画道路整備時には、街路樹、低木及び草本類などの植栽を行い、多様なみどりの環境整備を行う。	A	都市計画道路等の植栽帯について、一部枯れてしまった低木について補植を行なうなど、みどりのネットワークが保てるように適切な管理を行った。	幹線道路沿いという植物にとって過酷な環境のため、低木が、一	今後とも街路樹の適切な維持管理を行い、都市計画道路の整備の際には街路樹を植樹し、多様なみどりの環境を提供する。

みどりの基本計画の記載				該当する取組（具体的な事業等）		評価記入欄			
NO	取組方針	具体的な取組	主な取組	取組（事業）名	取組（事業）内容	評価 A：実施中 B：未実施 C：完了・廃止 D：その他	実施内容（実績、評価等）	改善事項	今後の取組み（課題・目標等）
48	(4) みどりの軸をつくる	②遊歩道や緑道などのみどりをつくる	2_市街地の街路樹の管理では、落葉に対する地域住民の理解を得ながら、緑陰を保つなど適切な管理をきめ細かに進めます。 4_都市計画道路や公園、遊歩道の植栽を適切に維持管理します。	街路樹の適切な維持管理	都市計画道路や遊歩道の植栽を地域住民や歩行者の安全確保を図るため、適切に維持管理する。	A	都市計画道路や遊歩道において植栽帯の計画的な剪定や適宜補植を行い、歩行者等の通行の安全を確保した。	植栽の生育状況等を考慮し、剪定時期を設定した。	遊歩道の植栽帯の剪定については、多くの要望が寄せられているため、より効率的かつ経済的に作業を実施する必要がある。
49	(4) みどりの軸をつくる	②遊歩道や緑道などのみどりをつくる	4_都市計画道路や公園、遊歩道の植栽を適切に維持管理します。	公園樹木の適切な維持管理	公園樹木を地域住民や公園利用者の安全を確保するため、適切に維持管理をする。	A	市内212箇所の公園等で安全上支障となる樹木は優先的に伐採や剪定等を行った。 草刈り等の回数については、繁茂状況に応じて212箇所の作業回数を見直した。	より多くの住民要望に応えるために、さらに効率良くバランスの取れた委託内容を検討する。必要がある。	委託業者から年4回提出される写真を1回毎に見直し、作業回収等を更に見直す。台風等の襲来により公園利用者や近隣住民の安全が危ぶまれる樹木等については優先的に作業を行うようにする。
50	(1) みどりに関して知り、親しむ	②みどりと親しむ機会を増やす	1_★将来のみどりの担い手となる小中学生や子育て世代を対象とした、みどりに関するイベントを開催するなど、環境学習を充実します。なお、イベント開催に当たっては、大学や植木農家などの地域の多様な人材を活用することを検討します。	環境学習の充実	大学などの地域の多様な人材を活用して、将来のみどりの担い手となる小中学生や子育て世代を対象とした、みどりに関するイベントを開催するなど、環境学習を充実する。	A	小金井第四小学校の6年生を対象として、みどりの環境教育事業を実施した。ワークショップ、樹名板の作成の実施に当たり、東京芸芸大学と連携して行った。	特になし	令和3年度同様の小学校で実施するみどりの環境教育事業のほか、希望する子どもを対象としたワークショップなどを実施していく。
51	(1) みどりに関して知り、親しむ	①みどりに関する情報を発信・共有する	2_★みどりの実態調査結果やみどりの基本計画などを子どもも含めた市民に分かりやすく紹介します。	みどりに関する情報発信	みどりの基本計画、みどりの実態調査、ガーデニングや緑化の事例、支援制度、ボランティア活動等、みどりに関する情報発信を充実する。	A	市報（令和3年7月1日号）の環境特集号において、ガーデニング事例の紹介、適切な維持管理の必要性などについて周知を図った。	あらゆる手法により情報発信をし、みどりに対する関心を高める必要がある。	市報（令和4年6月1日号）の環境特集号において、ボランティア活動の紹介や令和3年度に実施したみどりの子ども絵コンテストの作品を紹介する等、工夫を凝らした紙面構成にしてみどりの関心を高める広報をする。
52	(1) みどりに関して知り、親しむ	①みどりに関する情報を発信・共有する	3_★市のみどりの実態や、緑化の制度、ボランティア活動などのみどりに関する情報を市の広報やホームページを用いて発信・共有します。	みどりに関する情報発信 ※再掲	みどりの基本計画、みどりの実態調査、ガーデニングや緑化の事例、支援制度、ボランティア活動等、みどりに関する情報発信を充実する。	A	市報（令和3年7月1日号）の環境特集号において、ガーデニング事例の紹介、適切な維持管理の必要性などについて周知を図った。	あらゆる手法により情報発信をし、みどりに対する関心を高める必要がある。	市報（令和4年6月1日号）の環境特集号において、ボランティア活動の紹介や令和3年度に実施したみどりの子ども絵コンテストの作品を紹介する等、工夫を凝らした紙面構成にしてみどりの関心を高める広報をする。
53	(1) みどりに関して知り、親しむ	①みどりに関する情報を発信・共有する	4_★環境フォーラムなどのイベントの機会の活用により、みどりに関する情報を発信します。	環境啓発事業（環境フォーラム）の開催支援	環境をテーマに活動する様々な団体が交流の輪を広げ、情報共有・意見交換を行う場として、環境フォーラムを開催する。	A	令和3年11月に小金井 宮地楽器ホールでの展示を中心として環境フォーラムを開催した。	特になし	新型コロナウイルス感染症対策を行いながら、多くの市民に環境に関心を持ってもらえるような取組を実施していく。
54	(1) みどりに関して知り、親しむ	②みどりと親しむ機会を増やす	5_市民が実施したみどりの調査結果を活用して、みどりの実態に関する情報を共有します。	市民団体によるみどりに関する情報共有	市民団体との連携の強化を図り、植物や生き物の観察記録や資料をホームページ等で広く周知できるよう調整を図る。	B	ホームページに掲載可能な資料がなかったため、周知に至らなかった。	市民団体等から資料の提供があった際には、内容及びホームページでの公開が可能かどうかについて確認する。	市民団体等から資料の提供があった際には、内容及びホームページでの公開が可能かどうかについて確認し、可能な場合についてはホームページ等で周知を行う。
55	(1) みどりに関して知り、親しむ	①みどりに関する情報を発信・共有する	6_優れた緑化事例やガーデニングを紹介することで、事業者や市民の緑化への関心を高めず。	緑化施設の表彰制度の実施	優れた緑化事例やガーデニングを市の広報やホームページで紹介するなどし、市民の緑化への関心を高める。	A	市報（令和3年7月1日号）の環境特集号において、優れたガーデニング事例の紹介をした。	あらゆる手法により情報発信をし、みどりに対する関心を高める必要がある。	優れた緑化事例やガーデニングを市の広報やホームページで紹介する。
56	(1) みどりに関して知り、親しむ	②みどりと親しむ機会を増やす	7_市民が主体となって開催する自然観察会を後援するとともに、観察会で得られた情報をホームページなどに集約・周知できるよう関係団体などとの連携を図ります。	自然保護教室の開催支援	市民団体主催の自然観察会や生き物調査等の開催情報を市ホームページやSNSで発信する。	A	はげの森調査会の自然観察会の開催情報を市報等で周知した。	特になし	はげの森調査会等の市民団体主催の自然観察会や生き物調査等の開催情報を市ホームページやSNSで発信する。
57	(2) みどりに関する活動に取り組む	①みどりに関する募金などできることから始める	1_みどりに関する募金など、新たな財源確保につながる仕組みづくりを検討します。	みどりに関する新たな歳入確保	公園スポンサー制度など、新たな歳入確保につながる仕組みづくりを検討する。	A	公園のネーミングライツ等の導入への可能性について検討した。	公園のネーミングライツ導入について、利用者がそれほど多くない市立公園における導入への可能性について、市場性を調査する必要がある。	新たな歳入確保につながる取組みについて、令和4年度に実施する指定管理者制度導入に係るサウンディング型市場調査において、確認する。
58	(2) みどりに関する活動に取り組む	①みどりに関する募金などできることから始める	2_イベントにより花壇の植え替えを行うなど、子どもが気軽にみどりに触れられる機会を設け、担い手の確保を図ります。	環境学習の充実（公園花壇の活用）	子どもの身近にある公園花壇で植え替えイベントを実施し、草花に触れ合う機会を設ける。	A	子育て世代や子どもが気軽に参加できる制度検討に当たり、子どもの参加が可能な花の植え替えイベントをむさごぶらっと公園、梶野公園及び栗山公園で実施した。 （参加者） むさごぶらっと公園（R3.6.11開催）：17人（うち子ども4人） 栗山公園（R3.6.23開催）：9人（うち子ども2人）	花壇の管理をする環境美化サポーターにも花の植え替えイベントに参加してもらい、公園花壇の取組等についても参加者に紹介しているが、新たな環境美化サポーターの登録には至っていない。	子どもの参加が可能な花の植え替えイベントを、近隣児童館等周知方法を工夫し、継続して開催する。

みどりの基本計画の記載			該当する取組（具体的な事業等）		評価記入欄				
NO	取組方針	具体的な取組	主な取組	取組（事業）名	取組（事業）内容	評価 A：実施中 B：未実施 C：完了・廃止 D：その他	実施内容（実績、評価等）	改善事項	今後の取組み（課題・目標等）
59	（2）みどりに関する活動に取り組む	②ボランティア活動に取り組む	3_ 浴恩館公園及び三楽公園において公園サポーター会議などの設置を検討し、市民参加による公園づくりを推進します。 ※再掲	市民参加による公園づくり（公園サポーター制度） ※再掲	梶野公園サポーター会議をモデルに、浴恩館公園及び三楽公園においても市民が公園等の管理・運営に参加できる仕組みづくりを進める。	A	令和4年度に行う三楽公園整備工事について、自治会や老人会、子供会と共に協議を行い、三楽公園においてはサポーター会議発足に向けた下地作りができた。	関係者との信頼関係を継続して構築していく必要がある。	三楽公園については令和4年度に工事のための市民説明会等を実施、信頼関係をより強固なものにしていく。
60	（2）みどりに関する活動に取り組む	②ボランティア活動に取り組む	4_ 環境美化サポーターへの用具の貸し出しなどを今後も継続します。	環境美化サポーター制度（活動支援）	環境美化サポーターへ活動に必要な器具の貸し出しを継続する。	A	新たに環境美化サポーターに登録のあった6団体に対して、竹箒等の必要な器具を貸与をした。	予算の範囲内で必要な器具は迅速に貸与する。	新規団体及び既存団体からの要望に対して必要な用具の貸与をする。
61	（2）みどりに関する活動に取り組む	②ボランティア活動に取り組む	5_ 若い世代のボランティア登録を促進します。	多様なボランティア人材の確保	高齢化により活動が困難になるボランティア団体があることから、子育て世代や小中学生が気軽に参加できるようなイベント等を実施し、新たなボランティア活動参加者を確保する。	A	子育て世代や子どもが気軽に参加できる制度検討に当たり、子どもの参加が可能な花の植え替えイベントをむさこぶらっと公園、梶野公園及び栗山公園で実施した。 （参加者） むさこぶらっと公園（R3.6.11開催）：17人（うち子ども4人） 栗山公園（R3.6.23開催）：9人（うち子ども2人） 栗山公園（R3.12.5開催）：27人（うち子ども12人） 梶野公園（R3.11.15開催）：9人（うち子ども4人）	花壇の管理をする環境美化サポーターにも花の植え替えイベントに参加してもらい、公園花壇の取組等についても参加者に紹介しているが、新たな環境美化サポーターの登録には至っていない。	子どもの参加が可能な花の植え替えイベントを、近隣児童館等周知方法を工夫し、継続して開催する。
62	（2）みどりに関する活動に取り組む	②ボランティア活動に取り組む	6_ ★市民協働の主体である環境市民会議と連携しながら、みどりの保全活動や情報発信を行います。	環境市民会議との連携	環境市民会議による活動を支援する。	A	補助金交付による活動の支援のほか、低未利用公園の活用について主な協議6回の協議を実施した。 【主な協議内容】 ・低未利用公園の活用について ・環境楽習館の今後の活用について 等	特になし	補助金交付による活動の支援のほか、必要に応じた協議等実施していく。
63	（2）みどりに関する活動に取り組む	②ボランティア活動に取り組む	7_ 梶野公園や浴恩館公園では、ボランティア団体の横のつながりから多世代の交流が生まれています。こうした横のつながりをより深めるために団体の要望などを聞く機会を継続していきます。 8_ ★花壇ボランティアと剪定ボランティアなど、ボランティア同士の情報交換会を定期的に実施します。	環境美化サポーター制度（花壇ボランティア・剪定ボランティアの人材育成）	花壇ボランティアのネットワークを推進するために、情報交換会の実施や他団体への視察を継続する。このほかのボランティア同士の横のつながりを深めるために、情報交換会を定期的に実施する。	A	環境美化サポーターの希望者と西東京市及び江東区の公園を視察し、取組内容等を視察し、環境美化サポーター同士の横のつながりを広めるとともにモチベーションの向上を図った。 （参加者） 西東京市いこいの森公園：12名 豊洲公園：13名	コロナ禍のバス移動による視察となったため、今後は感染状況を考慮し、参加人数の緩和も検討する。	情報交換会を定期的に行い、各公園の課題を共有するとともに、他の公園の課題についてもみんなで考える機会とする。

小金井市立公園・環境楽習館の指定管理者制度の導入に向けた
民間事業者との個別対話結果概要について

1 民間事業者との対話実施の経緯

現在、市では、市立公園の質の向上（公園の適切な維持管理、市民ボランティアとの協働の推進、にぎわいの創出、公園の魅力向上、低未利用公園の活用及び新たな市民サービスの提供など）及び環境楽習館の低未利用設備の活用、にぎわいの創出、利便性の向上、滄浪泉園等の市立公園との一体利用により利用者数の増加を図り、環境啓発を推進するため、指定管理者制度導入に向けた公募の準備を進めている。

公募の準備に際し、民間事業者から事業内容の市場性を確認するとともに柔軟かつ実現可能なアイデア等を踏まえた事業内容とするため、民間事業者と個別対話を実施したので、結果の概要を公表するものである。

2 対象施設

- (1) 212の市立公園（都市公園、児童遊園・子供広場、緑地など）
- (2) 環境楽習館

3 個別対話事業者

令和3年度に実施した個別対話に参加した事業者のうち、具体的な事業提案及び包括的な管理運営に興味があり、他自治体の公園において指定管理者の実績がある造園、サービス等の事業者（10事業者・23名）と個別対話を実施した。

なお、令和3年度に実施した個別対話における事業者のノウハウを保護しつつ、より有益な情報を得るために、指名型の個別対話とした。

4 個別対話実施日

令和4年6月27日及び6月28日

5 個別対話結果の概要

- (1) 対象施設の包括的な維持管理・運営に当たっての課題、懸念事項及び市への要望
 - ▶ 複数事業者から適切な維持管理・運営には適切な人員体制が必要であるとの意見が得られた。
 - ▶ 複数事業者から指定管理者制度と併せて設置管理許可制度又は公募設置管理制度（以下、「Park-PFI」という。）を組み合わせる導入することについて意欲的な意見が得られた。

- 複数事業者から市内事業者の積極的な活用について、前向きな意見が得られた。
- (2) 市が検討している対象範囲、事業期間、事業費等に対する課題、懸念事項及び市への要望
- 複数事業者から、212の市立公園及び環境楽習館を対象とした包括的な指定管理者制度導入について、前向きな意見が得られた。
 - 複数事業者から事業期間について、10年間で望ましいとの意見が得られた。一方で、5年間で望ましいとの意見も得られた。
 - 複数事業者から適切な維持管理・運営には適切な人件費が必要であるとの意見が得られた。
- (3) 市立公園と環境楽習館を一括で対象施設するに当たっての課題、懸念事項及び市への要望
- 環境楽習館の設置目的を踏まえた活用を前提としつつ、民間事業者の柔軟なアイデアで活用を提案できる公募が望ましいとの意見が得られた。
- (4) 維持管理に協力しているボランティア団体との協働に当たっての課題、懸念事項及び市への要望
- 複数事業者から市民協働の推進に当たり、今まで以上に市の積極的な取組が必要との意見があった。
 - 複数事業者からボランティア団体との協働の可能性は確認されたが、関係構築のためには、相当な時間が必要との意見があった。
- (5) 滄浪泉園緑地事務所を管理事務所とするに当たっての課題、懸念事項及び市への要望
- 複数事業者から滄浪泉園事務所を管理事務所とすることについて、前向きな意見が得られた。一方で、複数事業者から必要な事務機器に対する費用負担を市に求める意見も得られた。
- (6) 施設の魅力を向上する運営等のアイデア
- 複数事業者から地域のコミュニティの場となるような様々なイベントの開催について、前向きな意見が得られた。
- (7) 滄浪泉園緑地と環境楽習館を一体で活用するための整備及び市立公園と環境楽習館を一体で活用するための仕組み等のアイデア
- 複数事業者から滄浪泉園緑地と環境楽習館を一体で活用するために、緑地の趣を確保しつつ、往来導線を工夫する必要があるとの意見が得られた。
- (8) 環境楽習館の活用アイデア
- 複数事業者からシェアキッチンなど地域コミュニティの場とする活用について、前向きな意見が得られた。

- (9) 民間施設の設置が考えられる機能
- 複数事業者から、地域の方を対象とした多様な機能や収益性を高めるような提案があった。
- (10) 民間施設の設置に当たっての課題や懸念事項
- 複数の参加者から、民間施設の設置等に係る投資回収を伴う場合は、長期間（例：10年程度）が望ましいという意見が得られた。
 - 民間施設の設置に係る使用料の免除等を要望する意見が得られた。
 - 複数事業者から設置管理許可制度及びPark-PFIの導入についても意欲的な意見が得られた。一方で立地や人流等に課題があり、民間施設の設置について、任意に提案できる公募とする方が望ましいとの意見があった。
- (11) 施設を活用した子育て支援、長寿社会の実現、地域の学び及びみんなの居場所につながるアイデア
- 複数事業者から施設の特色及び特徴をいかした前向きな意見が得られた。
- (12) 公園と環境楽習館を活用した環境教育等につながるアイデア
- 複数事業者から他自治体における実績をいかした前向きな意見が得られた。

6 個別対話結果を踏まえた今後の方針

個別対話事業者からの御提案や御意見等を踏まえ、市立公園及び環境楽習館の管理運営に対する令和6年度の指定管理者制度の導入に向けて、事業範囲、事業期間及び民間施設の設置等について、引き続き、検討を進める。

7 問合せ先

小金井市環境部環境政策課

電話（市立公園について：緑と公園係）042（387）9860（直通）

（環境楽習館について：環境係）042（387）9817（直通）

FAX：042（383）6577

E-mail：s040199@koganei-shi.jp

市立公園・環境楽習館の指定管理者制度導入について（案）

- 1 市立公園・環境楽習館の指定管理化の概要
 - (1) 対象施設
全ての市立公園及び環境楽習館
 - (2) 導入目的
 - ア 市立公園
市立公園の適切な維持管理、環境美化サポーターとの協働の推進、にぎわいの創出、公園の魅力向上、低未利用公園の活用など、公園の質の向上を図るため
 - イ 環境楽習館
低未利用設備の活用、にぎわいの創出、利便性の向上、滄浪泉園等の市立公園との一体利用により利用者数の増加を図り、環境啓発を推進するため
 - (3) 指定期間（予定）
5年間（令和6年4月1日から令和11年3月31日まで）
 - (4) 指定管理者の業務内容
 - ア 公園の維持管理に関する業務
 - イ 公園利用者への案内及び要望・苦情への対応
 - ウ 公園の利用を制限し、又は禁止する業務
 - エ 公園利用の許可に関する業務
 - オ 市民、環境美化サポーター等との協働事業の推進に関する業務
 - カ 公園の魅力向上及び環境啓発を図るための自主事業
 - キ 公園施設の設置・管理運営
 - ク 環境楽習館の管理運営
 - ケ 環境楽習館使用の承認に関する業務
 - コ 環境楽習館利用者への案内及び要望・苦情への対応
 - サ その他市長が特に必要と認める業務
 - (5) 民間施設の設置について（任意提案とするが、積極的な検討を求める。）
 - ア 設置公園（予定）
梶野公園
 - イ 設置手法
設置管理許可制度（都市公園法第5条）
 - ウ 設置期間
10年間（令和6年4月1日から令和16年3月31日まで）

2 本市が市立公園及び環境楽習館に期待する役割

(1) 市立公園

公園は、子ども、若者、子育て中の方、外国人、高齢者、一人暮らしの方など、気軽に集い、交わり、悩みを分かち合え、公園利用者同士がつながりあうことのできる場できる「みんなの居場所」であり続けることが期待されている。

子どもが笑顔で子育てが楽しいと思える子育てに優しいまちづくりの推進、誰もが心豊かに自分らしく暮らせる長寿社会の実現、誰もが求める「居場所」でみんながつながることができる社会の実現に寄与する場所であることを基本的な考えとして前提とし、以下に掲げる役割を期待する。

ア 都市環境の保全及び都市景観の確保

公園のみどりの保全及び緑化の推進により、地球温暖化の防止、ヒートアイランド現象の緩和を図るとともに、周辺環境との調和に配慮した地域から親しまれる都市景観をつくる

イ 環境教育の場としての活用

公園の豊かなみどり及び動植物などに気軽に日常的に触れ合える環境教育や情操教育につながる場を提供する

ウ 防災、安全性の確保

公園は、市街地の中の貴重なオープンスペースであり、自然災害発生時に担う役割も重要であるとともに、日常的に子どもから高齢者まで誰もが安全で快適に利用できる場を提供する

エ 子どもの居場所と交流の場の確保

公園は、子ども同士や親子が気兼ねなく集い、つながりあうことのできる場である。

子どもたちが様々な体験を通して楽しみながら学び、成長できる豊かな時間を過ごすことができる場及び子育て家庭が地域と交流し、つながる場の提供をする

オ 健康増進できる場の確保

日常的に散歩や運動などの健康づくりができる場を提供する

カ 共生社会の実現につながる場の確保

障がいのある子もない子もみんな自然と遊べるユニバーサルデザインに配慮した遊び場を提供する

ク 農にふれあう場の確保

子どもから高齢者までが農や食に関連する様々なイベントや公園を活用した菜園で交流する機会を通じて、身近に農を体験できる場

を提供する。

(2) 環境楽習館

環境楽習館は、地域の環境情報及び地球温暖化対策についての情報を発信し、広く市民に環境保全についての関心を持っていただくこと、また、環境に関する学習や体験を通じて市民一人ひとりの環境に配慮した行動の実践を促すことを目的に設置している。

本市は 2050 年までに二酸化炭素排出実質ゼロとする「ゼロカーボンシティ」の実現を目指し、令和 4 年 1 月に「小金井市気候非常事態宣言」を発出しており、地球温暖化による気候危機に関する問題は地球で暮らす私たち一人ひとりが真摯に向き合う課題であると認識している。

環境問題は地域で暮らすすべての人に関わるものであることから、環境楽習館は子ども、若者、子育て中の方、外国人、高齢者、一人暮らしの方など「みんなの居場所」であることを基本的な考えとして前提とし、世界的な「気候危機」を自らの問題として認識できる教育や環境啓発の場として、また、環境啓発等を通じた地域コミュニティに資する場として機能できるよう以下に掲げる役割を期待する。

ア 環境啓発の場の確保

地域の環境情報や地球温暖化に関する情報、環境に係る市民団体や教育機関の情報を整理し、市民が気軽に環境に関する情報に触れられ、新たな交流や環境活動の広がりのきっかけとなる場を提供する。

イ 環境教育の場の確保

大人だけでなく幼い頃から環境への意識を醸成するため、ものづくり等の体験や講演会等の学びを通じて、日常生活の中で環境に配慮した行動の実践を促す場を提供する。

ウ 施設の有する機能の活用

(7) 断熱機能、太陽光発電、小屋裏通風扉、猛暑日ファン等施設が有する環境に配慮した設備、また、キッチンや浴室等の日常的に使用する設備を活かした節水や省エネ行動についての情報提供を行い、来館者が日常生活の中で環境について考えるきっかけを作る場を提供する。

(4) 館外のビオトープに生息する水生生物や植物、敷地内の樹木といった身近な自然とふれあえる場を提供する。

エ 子どもの居場所の確保

環境楽習館は、子ども同士や親子が気兼ねなく集い、つながりあうことのできる場である。

子どもたちが学校での学びを自ら発展して考え、様々な体験を通して楽しみながら学び、成長できる豊かな時間を過ごすことができる場の提供をする。

オ 交流の場の確保

- ㊦ 地域で暮らすあらゆる立場の市民が、環境という共通のテーマについて学び、考え、行動、交流することで多様な人同士が結びつき、つながる場を提供する。
- ㊧ キッチン設備を活用したイベントを実施することにより、交流の場を提供する。

なお、イベントは広い意味で環境と捉えられるものとし、幅広くに誰でも集い、楽習館の存在を知っていただくことで、活動の輪が広がることを期待するものである。

カ 食にふれあう場の確保

地場野菜や果物、エコ什器を使った料理を提供する機会を通じて、身近に農やエコを体験できる場を提供する。

キ 研修の場の確保

環境に資する問題提起に関する研修等の利用のみならず、誰でも気軽に利用できるスペース（＝研修室）を提供する。

3 「市立公園」において指定管理者に市が求める能力と役割

市立公園の管理業務を行う上で、指定管理者には、下記の項目が求められる。

(1) 基本的な事業

ア 公園の質の向上に資する管理運営

小金井市みどりの基本計画（令和3年3月）及び整備基本方針、また、その他の関連計画（第5次小金井市基本構想・前期基本計画、小金井市都市計画マスタープラン、小金井市公共施設等総合管理計画、小金井市地域防災計画、小金井市農業振興計画、小金井市保健福祉総合計画、のびゆくこどもプラン 小金井、小金井市生涯学習推進計画、小金井市スポーツ推進計画、明日の小金井教育プラン、小金井市環境基本計画）などを踏まえ、「公園の質の向上」に向けた管理運営が求められている。

イ 適切な維持管理

公園利用者の安全を第一に考え、快適に利用できるよう、公園利用者、地域住民等の声を的確に把握するとともに、適切な人員体制を確保し、公園施設等の適切な維持管理を確実に行っていく必要がある。

特に植栽等の管理は、中長期的な視点から、予防的な観点により日常的及び計画的に維持管理を行っていくことが求められている。

ウ 市民等からの要望・苦情の適切な対応

要望・苦情に対しては、主体的に取り組み、迅速かつ丁寧に対応する体制が必要である。公園は住宅地にあるため、管理運営には近隣住民の理解が不可欠である。

特に近隣住民からの苦情等について迅速かつ適切な対応が重要であり、日常的な対策が求められている。

エ 市民協働の推進

公園の維持管理や自主事業を行う上で、市民協働の積極的な推進が重要である。市民協働の推進に当たり、公園管理運営士等の資格を有し、市民協働の経験とノウハウを持った人員を配置し、環境美化サポーターの相談業務の充実及び育成が求められている。

市立公園は、それぞれの公園ごとに特徴・特色を有しており、それらを十分に理解し、環境美化サポーターとの協働により、魅力向上に資する取組が求められている。

※ 環境美化サポーターとは、小金井市環境美化サポーター制度実施要綱に基づき、公園等の環境美化活動の申出について、市と合意書を取り交わし、ボランティアにより活動する市民等であり、31団体（令和4年6月15日現在）の登録がある。

オ 市内事業者の活用

(ア) 国等による障害者就労施設等からの物品等の調達の推進等に関する法律第9条の規定に基づき策定した「令和4年度小金井市における障害者就労施設等からの物品等の調達方針」の趣旨を理解し、障害者団体に委託している公園の清掃作業等については、今後も継続することとし、受注機会の拡大についても検討すること。

(イ) 滄浪泉園緑地等管理委託及び上山谷緑地公園除草委託を受託している（公社）小金井市シルバー人材センターについて、市内の高齢者の雇用に配慮し、積極的に活用すること。

(ウ) 除草・剪定及び公園施設等の修繕等については、市内の事業者を積極的に活用すること。

カ 利用者アンケートの実施

公園の質の向上に向けた管理運営を図るうえでは、利用者等の意見及び要望を把握することが必要であり、指定管理者において、利用者アンケートを定期的の実施し、利用者及び市民ニーズを踏まえ

た公園運営をすることが必要である。なお、調査方法、調査項目等の詳細については、施設の特性や利用形態等に応じて市と協議の上、決定する。

(2) 提案事業

ア 小規模の低未利用公園の活用

地域に分散している低未利用公園の有効活用が課題となっており、市民等からのアイデアを取り入れた活用を積極的に推進する必要がある。

イ 公園施設の設置管理許可制度の活用

梶野公園のさらなる活用により、市民サービスの向上を図るため、公園施設の設置管理許可制度の活用を積極的に検討する。

ウ 滄浪泉園緑地と環境楽習館の一体利用

滄浪泉園緑地の来園者を環境楽習館に誘導し、双方が持つ特性を生かした施設運営が必要である。その仕組みづくりや整備内容について積極的に検討する。

エ 公園の広報の推進

利用者の増加を図るうえでは、公園の魅力を積極的に発信し、効果的に広報していくことが必要であり、様々な手法を活用した積極的な検討をする。

(3) 自主事業（市立公園に期待する役割を踏まえた取組）

上記の市立公園に期待する役割及び多様な市民ニーズを踏まえ、地域の資源をいかし、関係団体（環境美化サポーターや自治会等）、観光まちおこし協会、商工会、大学や専門学校と連携して、公園の魅力、市民サービス及び公園利用者の満足度を向上させる自主事業を積極的に展開することが求められている。

なお、自主事業により収益が見込まれる場合には、その一部又は全部を公園の利用者サービスの向上や施設の改善に還元するものとし、利用者の利便性等に配慮しながら、新たな事業について積極的に検討する必要がある。

4 「環境楽習館」において指定管理者に市が求める能力と役割

(1) 基本的な事業

ア 環境学習及び環境啓発の向上に資する管理運営

施設を活用した環境学習の機会を広く市民等に提供することにより、環境に関する市民活動の活性化、人材の育成、及び環境学習の推進を図ることを目的としている。

また、「小金井市環境基本計画」、「小金井市地球温暖化対策地域推進計画」及び「小金井市みどりの基本計画」の推進を目的とした管理運営が求められている。

イ 適切な維持管理

利用者が快適に利用できるよう、地域住民等の声を的確に把握するとともに、適切な人員体制を確保するなど適切な維持管理を確実に行っていく必要がある。

なお、事業等を実施するにあたり、環境問題、環境啓発等に精通した市内の関係団体と連携を図るなど地域資源の積極的な活用に努める。

ウ 市民等からの要望・苦情の適切な対応

要望・苦情に対しては、主体的に取組み、迅速かつ丁寧に対応する体制が必要である。環境楽習館は住宅地にあるため、管理運営には近隣住民の理解が不可欠である。

特に近隣住民からの苦情等について迅速かつ適切な対応が重要であり、日常的な対策が求められている。

エ 市民協働の推進

環境楽習館の維持管理や自主事業を行う上で、市民協働の推進も必要であり、市民等からのアイデアを取り入れた事業の実施を図ること。

オ 市内事業者の活用

施設の修繕等については、市内の事業者を積極的に活用すること。

カ 利用者アンケートの実施

環境楽習館の質の向上に向けた管理運営を図るうえでは、利用者等の意見及び要望を把握することが必要である。

については、指定管理者において、利用者アンケートを定期的を実施し利用者及び市民ニーズを踏まえた運営をする必要がある。

なお、調査方法、調査項目等の詳細については、施設の特性や利用形態等に応じて市と協議の上、決定する。

(2) 提案事業

ア イベント等の開催

体験型の講習、講演会等を実施し、市民に環境保全や環境問題を考える場を提供する。

イ 環境啓発事業

環境楽習館内での環境に関する情報発信に努めること。

また、季節ごとに展示内容を変えるなど、来館者が何度も来たくなる工夫をすること。

ウ 滄浪泉園緑地と環境楽習館の一体利用（再掲）

滄浪泉園緑地の来園者を環境楽習館に誘導し、双方が持つ特性を生かした施設運営が必要である。その仕組みづくりや整備内容について積極的に検討する。

エ 広報の推進

利用者の増加を図るうえでは、環境楽習館の魅力を積極的に発信し、効果的に広報していくことが必要であるため、様々な手法を活用した積極的な広報を検討する。

(3) 自主事業（環境楽習館に期待する役割を踏まえた取組）

上記の環境楽習館に期待する役割及び多様な市民ニーズを踏まえ、地域の資源をいかし、関係団体（NPO法人や自治会等）、大学や専門学校と連携して、市民サービス及び利用者の満足度を向上させる自主事業を積極的に展開することが求められている。自主事業の展開にあたっては、キッチンや前庭を積極的に活用すること。

なお、自主事業により収益が見込まれる場合には、その一部又は全部を施設の利用者サービスの向上や施設の改善に還元するものとし、利用者の利便性等に配慮しながら、新たな事業について積極的に検討する必要がある。

5 今後のスケジュール（予定）

実施項目		実施時期
(1)	小金井市立公園条例及び小金井市環境配慮住宅型研修施設条例改正・債務負担議案提出	令和5年2月 (令和5年第1回定例会)
(2)	指定管理者の公募	令和5年度
(3)	指定管理者による業務開始	令和6年4月1日